## 令和2年7月宮崎県臨時県議会 環境農林水産常任委員会会議録 令和2年7月20日~21日

場 所 第4委員会室

## 令和2年7月20日(月曜日)

午前10時35分開会

## 会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正 予算(第6号)
- ○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査 ○その他報告事項
- ・「令和2年7月豪雨」による林業関係被害について(連報)
- ・7月3日からの大雨被害への対応状況について
- ・家畜人工授精師への行政処分について

出席委員(8人)

員 委 長 日 髙 陽 副 委 員 長 安 田 厚 生 委 員 星 原 诱 委 員 横 田 照 夫 委 員 窪 薗 辰 也 委 員 透 髙 橋 委 員 野 哲 也 河 委 員 有 出 浩

欠席委員(なし) 委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境管理課長

環境森林部

環境森林部長 佐. 野 詔 藏 環境森林部次長 Ш 口 泰 夫 ( 総 括 ) 環境森林部次長 日 髙 和 孝 (技術担当) 環境森林課長 横 山 直 樹 みやざきの森林 島 明 づくり推進室長

佐 沢 行 広

三 鍋島宏 黒 木 逸 郎 藤 本 英 博 秀 利 橘 木 史 有 Щ 隆 福 田 芳 光 嶋 誠 木 濱 砂 正 則 美 戸 司

大久津

浩

## 農政水産部

農政水産部長 農政水産部次長 ( 総 括 ) 農政水産部次長 (農政担当) 農政水産部次長 (水産担当) 畜産新生推進局長 農政企画課長 中山間農業振興室長 農業連携推進課長 みやざきブランド 推進室長 農業経営支援課長 農業改良対策監 農業担い手対策室長 農産園芸課長 農村計画課長 畑かん営農推進室長 農村整備課長 水產政策課長 漁業・資源管理室長 漁村振興課長 漁港漁場整備室長

河 野 譲 牛 谷 夫 良 外 山 秀 樹 広 花 田 殿 明 所 大 小 林 貴 史 愛 甲 郎 松 義 信 田 洋一郎 東 戸 髙 朗 戸 久 髙 吉 敬 柳 田 寬 小 野 正 押 Ш 浩 匂 芳 洋 酒 井 真 吾 西府 稔 也 本 坂 龍

鈴木

宣生

畜産振興課長 河 野 明 彦 家畜防疫対策課長 丸 本 信 之 工事検査監 鬼東哲 生 総合農業試験場長 髙 義 幸 日 県立農業大学校長 留 英 裕 德 水產試験場長 田秀一 林 畜産試験場長 浦博幸

事務局職員出席者

議事課主査川野有里子議事課主任主事石山敬祐

**〇日高委員長** ただいまから環境農林水産常任 委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりで行う こととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時35分休憩

午前10時37分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

**〇佐野環境森林部長** おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いします。

説明に先立ちまして、今回の令和2年7月豪 雨で熊本県を中心に甚大な被害が生じておりま す。犠牲になられた方々に心からお見舞い、そ して、お悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、早速でありますが、座って説明を させていただきます。 お手元に配付しております環境農林水産常任 委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思いま す。

本日の説明事項は、提出議案が1件、その他 報告事項が1件であります。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第 1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第 6号)」について、御説明をいたします。

次に、Ⅱのその他報告事項といたしまして、 令和2年7月豪雨によります林業関係被害について御説明をいたします。

被害状況につきましては、現在も調査を継続しておりますが、市町村とも連携して、早期復旧に向けて対応をしてまいりたいと考えております

それでは、1ページをお開きください。

1の令和2年度環境森林部歳出予算(課別)についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課 別に集計したものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の2次補正に対応した事業を中心に、林業・木材産業の現状を踏まえました経営支援や産業支援のほか、県産材や森林空間を活用した新しい生活様式への移行支援などに要する経費をお願いするものであります。

一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にありますように、7億3,567万2,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の一般会計予算額は、その右、補正後の額Cの列の小計にありますとおり、223億5,095万6,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と 特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番 下、合計欄にありますとおり235億7,782万8,000 円となります。

林業・木材産業におきましては、原木価格が 引き続き下落傾向にありまして、雇用や経営へ の影響が懸念される状況にありますことから、 今後も関係団体等との緊密な連携や、市場の動 向把握等に努めまして、必要な対策を取ってま いりたいと考えております。

私からの説明は以上でありますが、各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課室 長が御説明申し上げます。よろしくお願いいた します。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 環境森 林課の7月補正予算につきまして御説明させて いただきます。

補正予算に係る主な事業につきましては、常 任委員会資料にまとめさせていただいておりま すので、歳出予算説明資料での説明を省略させ ていただきます。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開き ください。

新規事業、ひなもり台県民ふれあいの森魅力 創出事業であります。

まず、事業の目的・背景であります。

この事業は、ひなもり台県民ふれあいの森に、 ワーケーションに対応し、県産材を活用したキャ ビンをモデル的に整備することによりまして、 コロナ禍後の企業などのニーズへの対応や県民 等の保健休養環境の充実を図りまして、停滞し ている県産材の需要拡大につなげてまいります。

また、森林環境教育のリモート化により、新型コロナウイルス感染症防止対策を図るとともに、九州唯一の「5つ星」オートキャンプ場の認定取得に向けまして、調査や検討を行うことによりまして、施設のさらなる誘客拡大を目指

すものであります。

右側の3ページを御覧ください。

現状・課題にありますとおり、当オートキャンプ場は、九州で唯一「4つ星」の認定を受けており、中段の表に示しておりますが、近年、利用者は増加傾向にあり、令和元年度は、過去最高の1万8,049人の利用者がありました。

また、当施設で開催される森林環境教育には、 年間約5,000人の県民が参加しておりまして、今 後、今年度整備するWi一Fi環境も活用して いく予定であります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を 契機に、ワーケーションへの関心が高まってお りまして、テレワーク等も進展しております。 このような中、地元小林市がワーケーションに よる地方創生を検討しております。また、リモ ート環境での学習や研修の機会創出へのニーズ も高まっております。

一方、当施設においては、老朽化によって維持が困難となっているトレーラーハウスの再整備と平日の利用促進が課題となっております。 これらを踏まえ、その対策としまして、事業を構築したところでございます。

左の2ページの2、事業の概要を御覧ください。

(1)の予算額は7,540万円、(2)財源は、一般財源、(3)事業期間は、令和2年度の単年度、(4)実施主体は県、(5)の事業内容は、①の老朽化したトレーラーハウスを県産材を活用した木造キャビンへの再整備と、②の既設及び新設キャビンの通信環境をワーケーションに対応できるようテレワーク対応工事を行います。また、③のリモート化に対応した教育プログラムを開発した上で、新たな森林環境教育を実践するとともに、④の九州で唯一の「5つ星」キャ

ンプ場認定取得に向けた調査・検討を行うものであります。

3の事業効果としまして、オートキャンプ場の平日利用が促進され、雄大な自然環境を満喫できる生活環境の提案や県産材の需要拡大及び新しい生活様式への対応を図ることができるものと考えております。

説明は以上でございます。

〇鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でご ざいます。当課の補正予算につきまして御説明 をいたします。

常任委員会資料4ページをお開きください。 新規事業、食品ロス削減!お持ち帰り実践事業でございます。

右側の5ページ、現状と課題を御覧ください。 10月は食品ロス削減月間でございます。本県 におきましても、食品ロス削減のため、食べき りを推進する食べきり宣言プロジェクトを実施 することとしております。

県内には、その趣旨に賛同し、食べきり協力 店として、登録いただいている小売店や飲食店 が206店舗ございまして、食品ロス削減に向けて 御協力をいただいているところでございます。

4ページにお戻りいただきまして、1の事業 の目的・背景の後段でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、料理の提供が大皿から個々の皿への盛りつけへと替わってきており、個人の受け持ちが明確になってきていることから、食べきりとともに、持ち帰りも推進し、食品ロスの一層の削減を目指すものでございます。

2の事業概要の(1)のとおり、予算額は1,712 万2,000円で、(2)にありますとおり、国の2 次補正に基づく消費者庁からの補助を受け実施 することとしております。 (3) の事業期間は令和2年度、(4) の事業 主体は県であります。(5) の事業内容につきま しては、右側5ページの事業内容とともに御覧 いただきたいと思います。

食べきり協力店のうち、飲食店が79店舗ございます。そこへ、県が紙製の容器と持ち帰り用のエコバックを準備いたしまして、個々の飲食店から食べ残しの持ち帰りを希望する方々へ御提供いただくものでございます。また、持ち帰りオーケーの飲食店があることを周知するためのPRグッズ、これはテーブルの上に置くタイプのものを考えておりますが、それも提供することとしております。

これらによりまして、3の事業効果にございますとおり、「食べきれなければ持ち帰る」という新たな生活様式や意識が定着いたしまして、一層の食品ロス削減につながってまいります。

また、あえて容器を紙製とすることによりまして、プラスチックごみの削減につながることを期待しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○藤本自然公園室長 お手元の常任委員会資料 の6ページをお開きください。

新規事業、新しい生活様式を取り入れた自然 公園誘客促進事業であります。

まず、1の事業の目的・背景についてですけれども、右のページの上段のほうにありますように、国等の動きと連動しまして、本県におきましても、県境をまたぐ移動の自粛解除など、社会経済活動が再開する中、アウトドア活動ニーズの高まりが見られるところであります。

このようなことを踏まえまして、自然公園内 に新しい生活様式を定着させ、来訪者が快適に 利用できるような環境整備を行うことにより、 心身のリフレッシュや健康増進の場としての自 然公園の魅力を向上させ、誘客を促進すること を目的としております。

2の事業概要でありますが、予算額は2,050万円、財源は一般財源であります。

(5)の事業内容につきましては、右側のページを御覧ください。真ん中から下ほどになりますけれども、まず、①の新しい生活様式定着推進事業でありますが、アの感染拡大防止の取組支援では、利用拠点におきまして、案内所における検温計の設置やトイレの手指消毒器の自動化などの感染拡大防止を行う民間事業者等に対して、2分の1の補助を行います。

イでは、県におきまして、ホームページやSNSを活用しまして、新しい生活様式を取り入れた自然公園内のモデルコースや四季折々の風景、アクティビティ、イベント情報など、どんな楽しみ方ができるかについて、利用者の視点に立った情報発信を行います。

下段の②のひなたの自然公園魅力アップ・誘客促進事業では、アの環境整備に対する支援等としまして、利用拠点における店舗等の外装や外構整備等を行う民間事業者等に対して2分の1、歩道改修や通景伐採等を行う市町村に対して10分の4.5の補助などを行います。

右側のイのアクティビティの磨き上げ支援では、家族やグループなどの利用者を対象に、園地や湖、歩道などを利用したトレッキングやサイクリング、水上スポーツなどのアクティビティを磨き上げるイベントやPR活動、フィールド整備などを実施する民間事業者等に対して2分の1の補助を行います。

6ページに戻りまして、3の事業効果でありますが、新型コロナ感染防止に対応した自然公園の環境整備によりまして、来訪者が安心してリフレッシュする余暇活動が促進され、地域の

経済の活性化にもつながっていくものと考えて おります。

なお、この上段でG o T o キャンペーンを8 月と書いておりますが、今、国のほうでは7月22 日からトラベルキャンペーンについては前倒し という動きでありますので、つけ加えさせてい ただきます。

説明は以上であります。

○橘木森林経営課長 森林経営課の補正予算に ついて御説明いたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。 改善事業、山の暮らしを守る森林整備支援事業であります。

この事業は、6月議会の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対策のための原木価格の下支えや雇用の維持・確保に資する森林整備の支援としまして予算措置をしたものでありますが、今回の補正によりまして、事業量の追加や新たなメニューの追加をお願いするものであります。

9ページの上の補正の背景等にありますように、この事業に取り組む森林組合や林業事業体から、自主的な木材の生産調整として、迅速に取り組むことができる7~10年生の除伐について、計画を大幅に上回る要望が寄せられております。

また、61年生以上の搬出間伐についても、その実施に必要な作業道の開設の要望が寄せられているところであり、開設する作業道をその後に実施する主伐後の再造林に引き続き利用することを条件としてメニューに追加することで、循環型林業の推進に大きく寄与するものと考えられます。

このため、その下の補正内容にありますよう に、除伐の事業量について、900ヘクタールの面 積追加と、搬出間伐の実施に必要な作業道開設3,000メートルのメニュー追加を行うものであります。

8ページにお戻りいただきまして、2の事業 概要ですが、今回の補正予算額は1億2,445 万5,000円で、補正後の総額は2億3,108万6,000 円となります。

事業内容につきましては、9ページの中ほどから下にその概要図を記載しておりますが、本年6月の原木価格は8,400円まで下落しておりますので、県内8地区に地域調整協議会を設置いたしまして、地域の関係者が一体となって自主的な生産調整活動に取り組むとともに、主伐の代替となる森林整備を支援することとしております。

一番下の四角囲みに、本事業の民有林における生産調整の効果を記載しておりますが、今回の補正の上積みによりまして、合わせまして1万6,100人・日の雇用の確保と12万1,000立方メートルの木材生産抑制効果が図られるものと考えております。

本事業の説明は以上でございます。

次に、10ページをお開きください。

新規事業、林業経営体等能力向上支援対策事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、木材生産を中心に行っているひなたのチカラ林業経営者に対し、伐採作業しか経験したことのない林業従事者や新規就業者の能力向上とともに、雇用の維持確保や森林整備への新規参入を目的とした森林整備について支援するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は1億5,740万円で、財源は全額国庫支出金であります。

事業内容につきましては、11ページを御覧く ださい。 まず、現状と課題にありますように、木材の 需要の減少や原木価格の低下が懸念される現在 の状況下におきましては、供給過多を招かずに、 需要に即した生産を行う必要があります。

このようなことから、先ほど8ページで御説 明した事業を創設し、対応しているところであ りますが、コロナ禍の影響を受けている林業事 業体から、事業で実施するメニュー以外の事業 メニューにも取り組みたいとの要望が多く寄せ られているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、国におきましても、雇用の維持や林業が抱える担い手確保などの課題解決に寄与するため、林業経営体の従事者の能力向上を図る取組に対する緊急支援が創設されました。

その内容でありますが、中ほどの表にありますように、木材生産を伴わない森林整備の支援として、ひなたのチカラ林業経営者の従事者で施業を実施したことがない未経験者が行う人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、森林作業道の開設を補助するものであります。

ひなたのチカラ林業経営者とは、米印にありますように、昨年4月に開始されました森林経営管理制度の中心的な担い手として、57者が登録されておりますが、伐採だけでなく再造林など、森林整備の実施体制の構築が求められておりますので、本事業は、その早期実現にも寄与するものと考えております。

また、表の下の米印の定額にありますように、 国は、本事業を能力向上を図るための実践研修 として位置づけておりまして、施業実施に必要 な人件費は、必要額として交付されますので、 補助率等は定額としております。

一番下の事業効果でありますが、先ほど御説 明いたしました、山の暮らしを守る森林整備支 援事業と合わせまして、合計で2万600人・日の 雇用の確保と、15万7,000立方メートルの木材生 産抑制効果が見込まれますので、2つの事業を 円滑に、また効率よく執行することにより、最 大限の効果が得られるよう取り組んでまいりた いと考えております。

本事業の説明は以上でございます。

次に、12ページをお開きください。

新規事業、地域林業を支える林業技術センタ 一施設機能強化事業であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、美郷町にあります林業技術センターと、センターに併設し、県民に対して森林・林業に関する研修を行います森の科学館におきまして、施設利用者等の新型コロナウイルス感染症防止対策として、新しい生活様式に対応した研究・研修施設として必要な空調設備などの整備や、リモート・分散研修による効率的な研修を行うための機材を導入するものであります。

また、感染症拡大により影響を受けている林 業事業体に対して、森林整備の能力向上に向け た研修を実施するために必要な高性能林業機械 を導入するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は4,385万5,000 円であります。

事業の内容でありますが、(5)の①にありますように、空調設備や換気装置の改修等としまして、林業技術センター内で集中管理しております空調用冷温水ポンプの改修や研修棟の換気装置の導入、森の科学館内の木工教室に換気機能つきのエアコンの導入を行うものであります。

また、②の研修用機材の導入としまして、モニターやカメラなどリモート・分散研修用の機材や間伐など森林整備の能力向上に向けた研修に使用しますスイングヤーダとフォワーダを導

入するものです。

3の事業効果といたしましては、コロナ禍の対応としまして、センター等の空調設備等の整備や3密を回避した研修の実施などによりまして、県民の生活や安全が守られるほか、伐採しか経験したことがない木材生産を主体とした林業事業体の森林整備への参入が促進されまして、原木価格の下支えや、林業の雇用の維持・確保に寄与するものと考えております。

森林経営課からの説明は以上でございます。

**〇有山山村・木材振興課長** 山村・木材振興課 の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億9,694万円の増額でございます。この結果、補正後の額は、右から3列目の一番上の段にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして53億1,318万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)木材産業振興対策費につきましては、494万円の増額であります。

具体的には、その下の説明欄にあります、4 月補正により措置しました1の林業・木材産業 セーフティーネット機能強化事業の改善でござ います。

これまで県では業界とともに緊急連絡会議を 開催するとともに、事業者に対しましては、金 融支援策の紹介や経営状況のアンケート調査な どを行ってまいりましたが、事業者を取り巻く 経営状況などが刻々と変わる中、事業者に対し まして中小企業診断士等の専門家の派遣対応な どを拡充するものでございます。

次に、1つ下の(事項)木材需要拡大推進対 策費でありますが、1億3,200万円の増額であり ます。

具体的には、説明欄にあります、1の当初予算、県産材出荷拡大プロモーション強化事業では800万円の増額と、2の新規事業、「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業では、1億2,400万円の増額でございます。

1の県産材出荷拡大プロモーション強化事業 につきましては、県外で開催されます国内最大 級の住宅関係の展示会への事業者の出展を支援 し、県産材の出荷拡大を図るため、その予算の 増額をお願いするものでございます。

2の「みやざき材の家」県産材消費緊急支援 事業のほか2事業につきましては、常任委員会 資料で御説明いたします。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

それでは、常任委員会資料に戻っていただきまして、委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、「新しい生活様式」に対応した木材 利用技術センター緊急施設整備事業であります。

1の事業の目的・背景にありますように、木材利用技術センターは、木材利用に関する試験研究や技術相談等を行っておりまして、県内外の多くの方に利用されているところでございます。しかし、施設は開所から20年目を迎えまして、空調設備等が新型コロナウイルス感染症対策に対応できないなど、3密の回避に対応した整備が急務となってございます。このため、新しい生活様式に対応した施設として整備するものであります。

2の事業概要ですが、(1)にありますように、 予算額は6,000万円で、(5)にありますように、 事業内容は、施設の空調設備等の改修を行いま すとともに、リモート会議等に対応した通信機 器を導入するものでございます。

3の事業効果につきましては、コロナ禍における施設利用者や研究員等の3密を回避し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止が図られるとともに、県内外の研究機関や企業との連携が強化され、地域の特性に応じた実用的な試験研究が推進されるものと考えてございます。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田みやざきスギ活用推進室長 みやざきス ギ活用推進室でございます。

資料の14ページをお開きください。

新規事業、製材保管等緊急支援事業であります。

右の15ページの現状と課題の(1)新設住宅 着工戸数の実績と短期的予測結果のグラフであ りますが、これは、野村総合研究所が新型コロ ナウイルスの影響を踏まえまして、全国の今後 の住宅着工戸数を、四半期ごとに予測しており ます。右の黒丸の1の矢印で示します太い点線 の推移が、コロナの影響がないときの予測値で、 黒丸の2で示します下の細い点線の推移が、今 回のコロナの影響を踏まえた予測値でございま す

このことから、今回のコロナの影響による減少戸数は、①から②を差し引いた数値でございまして、グラフの右側の四角枠に示しますように、2020年から2021年の2年間で約20万戸減少すると予測されております。

その予測値を使いまして、下の(2)で本県の製材品出荷への影響量を算定しまして、右枠に示しておりますが、この2か年で17万6,000立方メートルの製材品が行き場をなくすことが推

測されるところでございます。

先行きが不透明な状況の中で、原木の供給や製材の生産については、このような需要の急激な減少に対応し、需給バランスを取ることが求められておるところでございます。このため、今回の事業では、下の事業内容にありますように、ポンチ絵の中央の枠内に記載の製材・集成材工場におきまして、右下の写真のような天然乾燥土場の整備を支援し、ダム機能の強化を図ることとしております。

この取組で想定しておりますストック量は、 下の黒枠のとおり、約6万5,000立方メートルと なり、先ほどお示ししました2年間で影響が予 想される製材量の約3分の1を占めると想定し ております。

しかしながら、この取組は、住宅の需要が回復しない中での製材企業による原木の買い支えが前提となりまして、原木の購入金額は10億円を超え、企業の負担も大きいことから、この土場の整備経費等について支援を考えているところでございます。

14ページに戻ってください。

2の事業の概要ですが、予算額は1億円、事業期間は令和2年度、事業の内容は、①では、 土場の借り上げ料等の経費、②では、敷砂利や 舗装等の経費、③では、運搬等の経費を支援す ることとしております。

3の事業効果ですが、製材・集成材工場が、 原木を一定数購入することで、原木生産を支え るとともに、製材品を乾燥材としてストックす ることで、木材の需給バランスを調整するダム 機能の強化に寄与するものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

新規事業、「みやざき材の家」県産材消費緊急 支援事業であります。 右の17ページの現状と課題を御覧ください。

住宅分野におきます木材需要減少の動きですが、①にありますように、新設住宅戸数は、人口減少によりまして、10年後には現在の3分の2になると予想されております。

また、②にありますように、今回の新型コロナウイルスの感染症の影響による消費者の購買マインドの落ち込みや、住宅展示場の開催自粛などにより、企業への聞き取りでは、木造住宅の着工は現状でも2~3割の減少、国交省の5月の着工数は、前年同月比で28%減になるなど、今後、新規住宅の契約の大幅な減少が懸念されておりまして、矢印の下に二重丸で記載のとおり、木材の主な供給先である木造住宅の建築を緊急的に促進することが急務となっております。

このため、下の事業内容にありますように、 構造材等に県産材を使用した木造住宅の新築、 またはリフォームをする施主に対しまして支援 することとしております。

具体的には、点線の四角枠に記載のとおり、 新築に対しまして、柱1棟分、最大100本を500 棟分提供し、また、下枠の記載のとおり、リフォ ームでは、経費の一部を100棟分支援することに よりまして、消費者の購買意欲を後押しするこ ととしております。

また、下の括弧内に記載しておりますが、住宅建設は、木材業はもとより、内装業、電気業、土木業など裾野の広い産業ですので、その経済効果は90億3,000万円と想定され、地域経済の復興に寄与するものと考えております。

16ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は1億2,400万円で、事業期間は令和2年度でございます。

3の事業効果ですが、木造住宅の建築促進によりまして、県産材の需要の回復・拡大ととも

に、裾野の広い住宅産業の活性化により、地域 経済の復興が図られるものと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

**〇日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はございませんでしょうか。

○窪薗委員 2ページのひなもり台なんですが、ひなもり台がかなり老朽化したということで、再整備を行うということですけど、全部で何棟ぐらいあるんですか。それと、今回、再整備されるトレーラーハウス4棟について、1棟の単価等はどれぐらいかかるものか。特殊な技術が必要なのかどうか。それから、「5つ星」を目指してやりたいということですが、このオートキャンプ場の「5つ星」は、九州にはあるのかないのか。唯一ということですけれども、こういった「5つ星」を申請する場合の条件とか、そういったものはどんなのがあるのか教えていただきたいと思います。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 現在、 ひなもりオートキャンプ場内には、木造キャビ ンが10棟ございます。そして、トレーラーハウ スが4棟。その4棟は平成13年度に導入したト レーラーハウスでございまして、しかも外国製 ということもあって、老朽化が激しい上に、維 持が困難な状況になっております。その4棟を トレーラーハウスから木造キャビンに再整備す るというものでございます。

次に、1棟当たりの整備費でございますが、 1棟当たり、設計、工事、設備、全てを大体含めまして、約1,600万円ほどを見込んでいるところであります。

そして、この木造キャビンは、基本的には木 造で造りますので、重要になってくるのが、ひ なもりの雄大な自然を引き出すといいますか、 満喫できるような、そういうようなデザインな り、意匠を目指して、できましたら、設計事務 所と工務店がコラボレーションによって提案型 のキャビンができればと考えているところでご ざいます。

そして、「5つ星」のキャンプ場についてなんですが、まず九州には、日本オートキャンプ協会のホームページによりますと、約120のオートキャンプ場が拳がっております。その中で確認できたのが、星が取れているのは、実はひなもりオートキャンプ場だけでございます。

認定の条件でございますが、4つの要件がございます。まず、立地、そして、施設、3番目がサービス、4点目がアメニティでございます。この中で、サービスとアメニティにつきましては、もう既に5つ星のレベルにございますが、立地と施設につきましては、今、5段階のうちの4ということになっております。立地につきましては、認定を受けた当時から環境がどんどん変わってきておりますし、また、施設につきましては、このたびの整備によって向上しますので、そういう点から、5つ星を目指していきたいと考えております。

○窪薗委員 5つ星を目指すということですが、可能なんでしょうか。それと、今回4棟やり直すと。通常の木造になるんだろうと思いますが、この設計なんかの委託先等は地元なのか、あるいは別に専門がいらっしゃるのかどうか、その辺りも教えていただけたら。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 5つ星につきましては、全国に8つの5つ星のオートキャンプ場がございますので、そういうところの先進地調査をしまして、また、その調査結果を持ち帰りまして、検討委員会を設置して、5

つ星になるように検討を進めてまいりたいと思 います。

そして、キャビンの設計の委託先につきましては、今後選定していくことになります。県産材の需要拡大という観点から、県内の設計業者を選定してまいりたいというふうに考えております。

○窪薗委員 県産材を利用するのは、条件が大事だと思いますが、この中で、通常の乾燥材に加えて、今集成材等もありますので、そういったものも含めて検討していただくとありがたいがなと思っています。設計についても、委託先はなるべく地元にお願いしたいなと。あまりない仕事でございますので、よろしくお願いします。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 委員の 要望も踏まえて、今後検討してまいりたいと思 います。

**〇窪薗委員** ぜひお願いします。

○高橋委員 ちょっと私イメージできないんですけど、テレワークは自宅という固定観念があるもんだから、わざわざここに来てテレワークする。現在まだそうないと思う。なかなかイメージできない。移動するわけで、どういうふうに想定されているのかをお聞きします。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 このテレワークはワーケーションの中で行うテレワークということで御理解いただければと思います。

森林空間を利用したワーケーションのモデル として、今後、県内の市町村が取り組んでいっ ていただけるようなきっかけになればと考えて おります。

○髙橋委員 森林空間のワーケーション、3ページにある、こういうイメージなんでしょうけど、ちょっと私理解できていないんですが、自

分の仕事をこの場でやるということなんですか。 **○廣島みやざきの森林づくり推進室長** ひなもりに仕事を持っていくといったらあれなんですけど、そこで仕事を行いまして、光ファイバーでデータ等を送って、平日はワーケーションを行いまして、週末はひなもりの雄大な自然を満喫して、保健休養を取っていただくようなイメージで考えております。そうすることによって、ひなもり台オートキャンプ場の平日の利用率が上がっていくことを目指しております。

**〇日高委員長** 週末に限らずということですよ ね。平日、特にこのコロナの関係で、都会の方 が自然を満喫しながら仕事ができるということ で

○髙橋委員 ということは、勤め人は行けないですわね。想定するんです。自営業者なんだろうか、フリーターなのか、いろいろ考えたりします。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 どのようにして呼び込むのかですが、県では商工観光 労働部と、また、地元の小林市もワーケーションによる地方創生を検討しておりますので、連携しながら、都市部の企業を呼び込みたいと考えております。

そして、公の施設でございますので、土日は 利用できないとか、そういうような利用制限は かけられないので、平日は、通常は仕事をして いただいて、週末はゆっくりしていただくよう なイメージで考えております。

○星原委員 関連で、令和元年度でいいんですが、利用者が1万8,049人、トレーラーハウスのほうが1,049名ということなんですけど、県民と県外からの人の割合が分かりますか。

○廣島みやざきの森林づくり推進室長 県内利 用者が54%、県外が46%という割合となってお ります。やや県内が多いという状況でございます。

○星原委員 2ページに、この事業の目的・背 景ということで、県産材を活用したキャビンを モデル的に整備することによりとうたってあっ て、県民等の保健休養環境の充実を図るという のは分かるんですが、その後に、停滞している 県産材の需要拡大につなげるとあります。そう すると、これまで来た人たちで、県産材を使っ て木造住宅なんかに取り組んだ人たちがいるの か。あるいは来た人たちにアンケートを取って、 木材を利用した個人住宅、あるいは内装分野で こういう形に造りたいとか、そういうことを聞 いたり、利用した感想とか、今後こういうこと をしたいとか、何か書いてもらって。今度7,500 万円かけてやるわけですけど、こういうことを 目的の中に入れているんなら、アンケートとか をちゃんと取って、需要拡大につながっていっ たかどうかを把握していかないと、意味がない と思うんです。利用した人たちが、部屋の環境 を見て、木質化とか、自分たちも、これから新 しく造る木造住宅なり、あるいは改装なりで活 用したいと思われるような造り方、やり方がし てあって、使った人が、利用した感想とか、今 後こういう形でとか、あるいは、もし木造でや る場合に補助とかがあるんなら、そういうこと も書いておいて、反応を見るというか、連絡先 なんかを書いて、そういう形と結びつけていく ような形のつくり方、使い方でないと、費用対 効果がどこに出ているかが見えない。先ほど言っ た保健休養環境という面では、そういう形にな るんでしょうけど、木材需要の拡大には、どう いうふうな考え方で取り組まれているのか、そ の辺のところが分かれば教えてください。

〇廣島みやざきの森林づくり推進室長 現在の

状況でございますが、ひなもりオートキャンプ 場内では木材利用に特化したようなアンケート はしておりません。全般的な中でそういうふう な回答はあるかもしれませんけれども、現在の 木造キャビン等についてのアンケート等は取っ ていないのが実情でございますが、これはモデ ル施設でございますので、委員からお話があっ たような、そういうPR、また状況の把握等は 取り組む必要があると考えております。

今回のキャビンは、小型のキャビンで、オープンスペースをうまく利用したような設計をしていただきたいなと考えているところでありまして、できれば、将来的にはセカンドハウス的な、中山間地域への移住につながるようなモデルになるといいかなと考えておりますので、その辺りにつきまして提案をさせていただきまして、設計者の意向を踏んで、また、私どもの考えとコラボしまして、こういう使い方があるんだというのを理解していただいて、需要拡大につながっていけばと考えております。あくまでも、小型キャビンのモデルでございますので、そういうような需要拡大を目指していきたいと考えております。

○星原委員 ここに、キャビンをモデル的に整備すると書いてあるんで、やはり、モデルで造るんなら、その反響がどうかをちゃんと捉えて、利用してみて、木材の憩いというか、安らぎの部屋であったとか、あるいはやっぱり木造はいいなとか、いろんなことを感じてもらえるようにすることだろうと思うんです。

宮崎県は、スギ素材生産量日本一を29年続けているわけですから、そういう中で木材を利用してもらうために、そういう価値ある、利用してみて、こういう使い方、こういう利用の仕方があるとか、そういうふうにして転換していく

ような形のものも、どこかに見せてとか、あるいはアンケートを取るとか、いろんなことにやっぱり結びつけていかないと、ただ、行った人たちがよかったと帰るだけなのか、木材需要拡大に向けて、こういうのを部屋とか建物、木造の住宅を造りたいとか、そういう気にさせるようなものでないと、需要拡大につながらないんじゃないかなと思ったものですから、今度新しくするのであれば、その辺の工夫を少し考えていってほしいなと思います。これは要望で結構です。

〇日髙環境森林部次長(技術担当) 星原委員 の御指摘を受け止めております。現在の住宅の 状況ですが、都心部では、アパート、マンショ ンにお住まいの方が、新型コロナウイルスによっ て、東京の郊外、千葉とか埼玉のほうに、セカ ンドハウス的な住宅のニーズが非常に高まって きております。そういった状況を見まして、ひ なもり台にこういった木造キャビンで30坪以下 の、まさにセカンドハウスと類似する施設でご ざいます。そういった施設を整備するに当たっ て、もちろんホームページ等で、ひなもり台の 施設についてはPRしているところですけれど も、委員御提案のとおり、そういうセカンドハ ウス的なニーズを県産材の需要拡大につなげる ということでございまして、その施設に訪れた 方、あるいはホームページ等でも、木造キャビ ンの使用を需要につなげる形で、例えば平米当 たりの単価だとか、そういったものを含めて御 紹介して、モデルハウス的なもの、そういった ものを設計、検討して、完成後にはPRに努め ていきたいと考えております。

**○星原委員** 県外の方が46%もみえるということでありますから、県外にもPRしていく意味でも、ちょっとそういうところに工夫をしてほしいなと思います。

○横田委員 4ページの食品ロス削減について お尋ねしますけど、私も、うちの家内も、お持 ち帰りができるお店の場合は、できるだけ持ち 帰るようにしておりまして、この事業も大変あ りがたいなと思います。

お尋ねしますが、食べきり協力店は、昨年度 末で206店舗あって、そのうちの79店舗が飲食店 ということですけど、残りの127店舗の営業形態 はどういう形態なんでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 206店舗のうち、食品を扱っている小売店、スーパーですとかそういったところが127店舗です。飲食店が79店舗で、206店舗となっています。

○横田委員 127店舗は小売店とかですか。小売店は、持って帰るのが当たり前みたいな気がするんですけど。

○鍋島循環社会推進課長 小売店では、食材を お持ち帰りになられます。それを捨てるのでは なくて、全て食べきりましょうというPRのお 手伝いをしていただいています。

○横田委員 例えばホテルとか、なかなか持ち帰りさせてくれないところは、やっぱり食中毒防止の観点が一番だと思うんですけど、この持ち帰りができる79店舗は、食中毒との整合性というか、それはどのような形でされているのでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 食中毒につきましては、福祉保健部の衛生管理課ともお話をしたんですけれども、持ち帰りを規制する法律といいますか、規則はないみたいです。今委員がおっしゃいましたように、もしかしたら食中毒が起こるかもしれないというのは、お店のほうはお考えになっておられるところで、今、食べきり協力店に登録しておられます79店舗は、食べきりとお持ち帰りの希望があれば、お持ち帰りの

ほうにも応えるということでございます。その際には、賞味期限といいますか、いつまでに食べてくださいというふうなことをお伝えしておられるようですので、今回、ドギーバッグもお作りしますけれども、そこに、しっかり自己責任ですよということがまず1つ、いつまで食べてくださいというのをお店の方から伝えていただくというふうなことをやりまして、お持ち帰りを促進していこうと考えております。

○横田委員 79店舗ということで、飲食店の数からいったら微々たるもんだと思うのですけど、これを、できるだけ広げていく必要があると思うんですが、周知の仕方とか、そういったことはどのように考えておられますか。

○鍋島循環社会推進課長 今、79店舗でございます。今回、10月に食品ロスの月間がございますので、そこに合わせてこちらのほうを支援してまいりますが、その後に、79店舗にアンケート調査を実施いたしまして、利用された方々から御意見をいただくと思いますので、そういます。小売業者の方にも、また飲食店の方にも、この取組を広げていきたい。そこのポイントを今回知りたいというのもございます。協力してくださっているんですけれども、何かポイントがあれば、知ることができればというふうなことでアンケートをやりながら広げていきたいと考えております。

○横田委員 分かりました。頑張ってください。 ○髙橋委員 79店舗の中身についてです。ホテルとか、そういったところは入っていますか。 お持ち帰りをこういったところが拒否するんで すよね。

○鍋島循環社会推進課長 大きなところはない んですけれども、例えば、都城の山田のゆぽっ ぽですとか、あと五ヶ瀬ハイランドスキー場ですとか、道の駅とか、そういったところは、この79店舗の中に登録をしていただいております。ただ、今、おっしゃいましたように大きなホテルでは、宮崎観光ホテルの一木一草さんは登録していただいておりますが、宿泊をされるところでは、それぐらいです。

○高橋委員 ちなみに、日南第一ホテルも持って帰ってくださいということで、折までくれます。だから、私は宮観が入っているのにびっくりしました。これをぜひ公表されたら――多分されていますよね。されているけど知らない人が多いと思うので、だったらということで、これは周りを促してくれるような気がします。だって、1,700万円もの事業費で、これがしっかり広がっていかないと、ドギーバッグの提供とお持ち帰りPRとあるけど、相当な事業費だと思う。ドギーバックはそんなにかからないです。だから、これは相当な数を想定していますよね。

○鍋島循環社会推進課長 ドギーバッグは、ショートケーキが入るものになります。あとエコバッグは、持ち手がつくのか、つかないのかというところもあって、つかない場合にはやっぱりバッグが必要ですので、エコバッグをつけることを考えております。このエコバッグはコンビニエンスストアのお弁当とか、そういった物が入るくらいの大きさの物を考えておりますので、その分布製でいきますから費用がかさんでまいります。

初めはレジ袋みたいなものを考えたんですけれども、プラスチックというところを完全に避けて、再度利用が可能な布製のバッグを考えたので、予算が変わっています。

○髙橋委員 79店舗だけを対象にした事業には されないと私は思うんだけど、これは広がるだ ろうということで、このドギーバッグは準備されるんでしょう。1,700万円の事業費があれば、これをもう執行して、いつでも提供できるようにされるわけですか。

**〇鍋島循環社会推進課長** 10月に合わせて79店 舗を今回対象にさせていただいております。

テーブルの数も、先ほどの一木一草さんとか大きいところもあれば、回転の早いところもございます。そういったところがございますので、テーブルの数によって、今回それぞれ準備したいなというふうに考えております。

○星原委員 私も関連でお聞きしたいんですが、 食品ロス削減!お持ち帰り実践事業というとこ ろまでうたっているんなら、主体は県になって いるんですけど、やっぱり各市町村にやって、 例えば都城ではどういう店舗が対象だというの を広報紙か何かで流して、広めていくとか、い ろいろしないことには、どこが協力店舗になっ ているのか分からないと思うんです。本当に食 品ロスをなくしていってということなら、協力 する店とかを開拓していく。それぞれの26市町 村でどの程度のところが、どこにあるのかとい う、そういう周知をしていかないと、なかなか 分からないんじゃないかなと思うんですが、こ ういうことは市町村と話し合いができているん ですか、どうなっているんですか。

○鍋島循環社会推進課長 これまで積極的に取り組んでおられる市町村もございます。消極的なところといいますか、御協力いただいていないところもございます。延岡市におきましては68店舗が登録をされておられます。206店舗のうちの68店舗、これは延岡市のほうで今一生懸命取り組まれています。そのほかにつきましては、広報はしていただいているんですけれども、登録をされているところが少ない状況でございま

すので、これを契機に、そういったことをアピールしていきながら、市町村とも連携をしていきながら、食べきり協力店とお持ち帰り協力店を増やしてまいりたいと考えております。

○星原委員 積極的に取り組んでいるところと、 そうでないところ、そういうことじゃなくて、 私が思うのは、この食品ロスの削減を本当にやっ ていかないといけないという考えがあるなら、 やっぱり全26市町村にも働きかけをして、そう いう協力店を人口比なら人口比でもいいんです けど、それぞれ数店舗ぐらいはそういう協力店 をやって、特にお年寄りなんかは、我々と一緒 に行っても、子供は子供用がありますけど、大 人用はもう一緒で、量が出てくると一人前だと、 お年寄りはもう食べずに持って帰るという可能 性が非常に高いんです。だから、食品ロスをな くすというんなら、そういう店があって、行っ て残ったら持って帰る、あるいは自分たちでパッ クなり持っていくとか、簡単なプラスチックの 容器に入れて持っていけるとか、何かそういう ところが分かっていたら、持っていったりとか できるんじゃないかなと思うんです。そこの場 所が、そういう店だということが分かっていれ ば。だから、そういうことまで周知徹底してい かないと、何でも事業をやるんだけれども、最 終的な効果をどこまでを求めているかとなれば、 そういうところまで考えてこういう事業をやっ ていかないと、せっかくの事業が生きた事業に なるのかどうかなという疑念があったもんです から、今そういうことを言ったところです。やっ ぱり食品ロスを減らしていくということがある んなら、そこを徹底して、どうやったら減らし ていけるかとか、そういう店舗をいっぱい見つ けることがいいんじゃないかとか、見つけるた

めにはどうとか。県がやる事業でも、こういう

のだったら市町村と連携を取らないと、駄目じゃないかなという思いがしますので、その辺も検 計してください。

○髙橋委員 先ほど79店舗が対象だということをおっしゃったと思うんですけど、確認しますが、この79店舗には、日南第一ホテルは入っていないんですよね。(「はい」と呼ぶ者あり)まずはそういった埋もれているところも再調査してほしいのと、先ほど言いましたように、日南第一ホテルは、容器までくれて、袋までくれるんです、どうぞお持ち帰りくださいと。ぜひこの事業は日南第一ホテルにも提供していただきたいなと思います。

〇鍋島循環社会推進課長 お声かけをしてみた いと思います。

○横田委員 14ページの製材保管等緊急支援事業ですけど、今回のコロナの影響で、新築の着工戸数が20万戸減少する予定ということで、そのために行き場をなくすと予想される材料を乾燥材としてストックするということですよね。すごくいいことだなと思ったんですが、その先に住宅建築を推進するための事業がないといかんのじゃないかなと思って聞いていたら、次のページで、「みやざき材の家」の支援事業が出てきて、ああやっぱりさすがだなと思いました。そこで質問しますが、新築の場合は、柱1棟分を提供するということですけど、この柱1棟分というのは、価格でいったらどれぐらいになるんでしょうか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 柱1棟分の 価格でございますが、約22万円程度となっております。

○横田委員 その下のほうに、新築は1,800万円 掛けの500棟と書いてありますけど、1,800万円 相当の家で22万円ぐらいということなんでしょ うか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 こちらの下 に書いてあります新築の1,800万円は、全体の建 築費用が大体このくらいかなということで、そ のうちの22万円ということになっております。

○横田委員 国交省発表で、5月の本県の新設住宅着工数が、前年同月比の28%減と書いてあります。先日、建築関連業の人たちとお話する機会があったんですが、今のところは、まだコロナ前の仕事があって何とか回っているけど、これから半年後、1年後がすごく不安だというお話がありました。多分そういうことだろうと思いますけど、ぜひこういった事業もできるだけ多くの県民に周知していただいて、着工数ができるだけ減らないように頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○福田みやざきスギ活用推進室長 私ども、そういった工務店の方々とか、そういった関係の方々にいろいろお話を聞いているんですが、やはり、今回のコロナで、消費マインドが落ち込んで、契約の足を止めるとか、契約の印鑑を押さないとか、そういったことも聞いておりまして、そういったものの少しでも後押しになればなということで、こういった事業を組んだところでございます。

**〇横田委員** ありがとうございます。

○星原委員 関連で、16ページの新築住宅あるいはリフォームの支援ということなんですけど、これは、コロナがあるから単年度だろうと思うんですが、今回のコロナで、これからテレワークの時代を迎える。そうすると、東京でも大阪でも、そういう大都市で仕事しなくても、地方に行ってという形が出てくる。地方はこれから空き家住宅が増えてくるわけです。そういうところの内装をリフォームして呼び込んで、地方

に住んでもらって仕事をする。用事があるとき は、それぞれ東京でも大阪でもいいわけですが、 そういうものに絡めていく形で宮崎として取り 組めないかなと、聞きながら思ったんですけど、 単年度では、そのことが分かるまでにどうかと 思うんですが、宮崎の木材を利用したリフォー ム、あるいは新築でもいいんですけど、そうい う形で普及をさせていくという意味では、これ から都会の働く場所から地方に来てもらって、 移住まで考えたときには、もう我々の地域でも、 周辺でも空き家がどんどん出ているんです。だ から、そういうところの改築に向けて、そうい うことを宮崎がやっているんで、ぜひ宮崎に住 みませんかというようなことをやりながら、木 材の需要拡大につなげていく方法ができんかな と思うんですけど、その辺について何かありま すか。ちょっとこれとは違うんですけど、単年 度の予算なんで、そうじゃなくて、もう3年で も、5年でもそういう事業に取り組めないかな と思うんですけど。

○福田みやざきスギ活用推進室長 コロナの影響が2年間は続くということで、野村総研からもお話があったところなんですが、当該年度の今回の事業をまずはしっかりやっていきたいというのと、木づかい県民会議というのがあるんですけれども、今後、またそういったところで意見等も聞きながら、いろいろな取組をしていくのかなということで、まずは今回そういった事業をやって、刻々と状況は変わりますので、状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○星原委員 ぜひ検討してみてください。よろしくお願いします。

○髙橋委員 15ページの真ん中に推計で、マイ ナス17万6,000立方とあるけど、この数字が ちょっとイメージできないもんだから。これは 2か年の予測値ですけど、全体出荷量の何割ぐ らいの減少なんですか。何割という数字で聞く とイメージできるんですけど。

○福田みやざきスギ活用推進室長 こちらは、 一応コロナの推計で20万戸減るということで、 その割合に応じた出荷量の割合ということでしております。割合でいいますと、出荷量の\*8~ 9%の割合ということになっています。

○髙橋委員 1割弱なんですね。もうちょっと びっくりするような数字が出るのかなと思った ら。というのが、私も住宅を建てているから、 そんなに影響ないんだろうなというふうに考え ていましたら、日南は製材所が今厳しいです。 私、いろいろ回ってみましたら、休業している ところもあるんです、週3日にしたりとか、社 員休ませたりとか。そういう意味では、この前 も委員会の調査で高嶺木材の高原工場に行きま したけど、今事業所が170~180カ所あるんです かね。行く行くは30か所ぐらいに淘汰されるん じゃないだろうかということを社長がおっ しゃっていましたが、それだけ今、受注がぐっ と減ってきている。その影響を、製材所はもろ に受けているもんだから厳しいだろうというこ とで言われていました。

そういう意味では、私は、今回の事業は必要だと思うんだけど、火急、緊急かといったら、今、いろいろ議論している原木の価格の下支えであったり、製材であったり、そういったところだと思うんです。だから、この予算規模でいいのかというのもひとつ問われるところだろうと私は思うんです。ぜひそういったところを精査すべきじゃないかなと私は思います。

○福田みやざきスギ活用推進室長 すみません。 ※次ページに訂正発言あり 先ほど、出荷量の割合について8%から9%と 申しましたが、今計算したら、\*18.4%でござい ました。訂正させていただきます。

- ○髙橋委員 2割弱ですね
- ○福田みやざきスギ活用推進室長 2割弱でございます。

今お話がございましたとおり、製材所とかの 集成材を生産しています木材産業全般でいいま すと、やはり原木を買い支えしないと、今後の 激化する産地間競争も生き残れないということ で、企業さんの経営体質に応じてということに なりますけれども、こういった事業にも取り組 んでいただきたいのと、あと今回の対策としま して、川上、川下、川中とございますが、こち らの総合的な取組の中で、川中の製材工場に天 然乾燥土場の整備を支援をして、影響がある製 材所のところをストックしたいという考えで、 今やっているところでございます。

〇日髙委員長 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、午後は1時5分から再開させてい ただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時4分再開

- **〇日高委員長** 委員会を再開いたします。 引き続き、質問はございませんか。
- 〇福田みやざきスギ活用推進室長 すみません。 先ほど髙橋委員から御質問のございました、製 材品の影響する割合の話ですが、令和元年度の 製材品の出荷量を分母にしまして、2020年度が11

%、2021年が7%というふうに推計されております。先ほど2年分の影響量を、単純に単年度で割ってしまいましたので、先ほどの数字を訂正させていただきたいと思います。

- **〇日髙委員長** 18.4%の部分ですよね。
- **〇福田みやざきスギ活用推進室長** そうでございます。
- ○髙橋委員 ちょっと関連するんですけど、み やざき材の家ということで、ちょっと記憶が曖 昧なんで確認しますけど、何年か前に同じよう な事業があったと思うんですが、その当時の事 業規模と比較して、今度の補正での事業規模は どんなもんなんでしょうか。
- ○福田みやざきスギ活用推進室長 平成15年から県では多分取り組んでいるということで考えていますが、当時80本ということでやっておりまして、それが大体100棟から、多いときに180棟という規模で支援をしているような状況でございます。
- ○髙橋委員 今おっしゃったときの事業の中身 は80本、今度は1棟分だから、単純に比較はで きないんでしょうか。
- ○福田みやざきスギ活用推進室長 標準的な住宅の柱の材積が大体4立米なんですけど、これは一般的な3寸角、10.5角にすると121本になります。12センチ角、4寸角、これが93本ということで、今回は100本としているところでございます。従前の80本は、当時のデータとしては、1坪当たり2本という情報がございまして、それを40坪程度ということで80本としたというふうに聞いております。
- ○髙橋委員 分かりました。今回の事業は、いずれにしましても、平成15年からの事業に比べて相当な事業費をつぎ込んでいますから、経済

※このページ左段に訂正発言あり

的な効果は、ここでは90億円ですけれども、それ相当の経済効果、原木価格の下支えにも効果を表し、今非常に苦境に陥っている製材業にもそれなりの明るい光を差してくださると期待していますので、よろしくお願いします。

○福田みやざきスギ活用推進室長 当時は、ちょうど平成12年から品確法、住宅の品質確保の促進に係る法律を施行した背景がありまして、乾燥材をやっぱり進めていかないといけないということがございまして、そういった事業を組んだようでございます。今回は、コロナという特殊な需要マインドを引き上げるというようなことで、こういった事業を組ませていただいたところでございます。

○髙橋委員 6月補正に引き続いて事業規模を 拡大していただいた、8ページ、9ページの事 業なんですけど、地域によって違うのかもしれ ませんが、日南で原木価格が8,000円切ったんで す。あれは事業が間に合わなかったなと、6月 議会が終わって、回りながらそういうふうに認 識したんですけど、令和2年6月現在が8,400円 ですが、現在の価格を教えていただけませんか。

○橋木森林経営課長 今現在、6月のデータが 最新ということで8,400円なんですけれども、7 月に入りまして、6月に例年に比べて大体25% 程度減産されて、その影響で若干値を戻してい るといったような状況にございます。この事業 の目的としましては、なるべく下がらないよう にということで、自主的な生産調整を支援する ものなんですけれども、そういった動きといい ますか、そういった伐採の調整が、事業に先行 して皆さん取り組んでいただいているといった ようなことで考えているところでございます。

○髙橋委員 私が知り得ている8,000円を切った という現実は、どういうふうに受け止めればい いんですか。

○橘木森林経営課長 地域差がございまして、 県南では、資材を除く価格なんですけれども、 確かに8,000円をちょっと上回る程度、まだ切っ てはいなかったというふうに理解はしています。 位置によっては、質材料が極端に多いとか少な いとかというのがあったんですけれども、県南 が押しなべて、8,000円の底値、下のほうに推移 していまして、逆に県北のほうは、それよりも500 ~600円から700~800円ぐらい高い状況に現在は あるというふうに認識はしているところです。

**○髙橋委員** 今のところは、8,000円を何とか維持しているということでいいですね。

○橘木森林経営課長 7月の原木価格の速報を 見ますと、少し値を戻して、若干値上がりをし ている状況にあろうかと思います。

○窪薗委員 10ページと11ページなんですが、 国の緊急の支援対策事業ですけど、これを見ますと、下刈りであったり、除伐であったり、間伐、それから、道路であったりということですけれども、これで約2万人程度雇用ができますよということです。これは100%国からの事業なんですけれども、実施主体が市町村ということですが、配分とかはどういうふうにされるわけですか。実施自治体でこういった要望がありますとか、そういったのを募ってやられるのか。どういった形で、この事業はやられるわけですか。

○橘木森林経営課長 この事業は、もともと国 庫補助事業でありました林業・木材産業成長産 業化促進対策交付金を活用しておりまして、具 体的には、事業計画を事前に国に上げまして、 承認をいただくようになっています。その際、 事業体ごとの計画の数量とかを、県内の要望を 見ながら県で調整させていただいて、その上で、 それを計画にまとめて、国に申請を出して、承認をいただいて実行するといった流れになっておりますので、具体的には、各事業体からの要望を取りまとめて、それを調整していくということになります。

具体的には、県内に57者あったんですけれど も、要望を取りました結果、この中で19事業体 から申請が上がってきておりまして、そちらの ほうに配分する計画としております。

**〇窪薗委員** 19者ということですが、大体どの 辺りが多いのか。また、単価なんかは決められ ているもんなんですか。

○橋木森林経営課長 まず、最初の御質問のど この事業体が多いのかということなんですけれ ども、ひなたのチカラ林業経営体という登録を 受けていらっしゃる方が、県内各地にいらっしゃ いまして、県北を中心に、県南、それから、県 西にまたがっていらっしゃいます。事業体については、伐採をしたいとされている方、森林組 合ほか林業事業体ということになりますので、 林業事業体につきましては、19のうちの11事業 体、それから、森林組合が\*8事業体になろうか と思っています。

それから、単価につきましては、国から、研修の事業扱いということで、国が単価を示しておりまして、標準的な作業の単価を国が調査いたしまして、その平均値に、従来、素材生産しか経験したことのない方ですので、作業に慣れていらっしゃらないということで、そういった方々に対して指導を行いながら作業を行っていくということなので、労働効率が低下するといったようなことから、従来の全国的な平均の額のたようなことから、従来の全国的な平均の額の約2倍相当の単価で積算をしていただきましたので、結果的にこの単価を適用しましたら、ほぼ手出しなしで作業が進むのではないかなとい

うふうに思っています。

○窪薗委員 2倍ということですが、ちょうど 今は下刈りの時期です。大変な暑さの中で労働 されるわけですから、大変な仕事だなと思って いるところでございますけれども、なかなかこ ういった単価的なものが、今人手不足というの があって、事業はしたいんだけど人がいないと いうのが現状だろうと思うんです。どこの森林 組合さんに聞いても、やっぱり人がいないとい うような状況が続いていますし、また、いろん な保育組合とかいろいろありますけれども、そ ういったところも高齢でなかなか。もう、一遍 やめたら次出てこんというような状況が続いて いる状況でして、単価的にある程度見合ったも のを設定していかないと厳しいのかなという気 がいたしております。その辺りも公表しながら 決めていただけたらありがたいかなと思ってい ますが、森林整備の面積等が書いてありますけ れども、これだけが対象になるんですか。例え ば、県で独自に面積を広げるとか。これぐらい の面積だったらどうにもならんような面積なん ですが、どうなんですか。

○橘木森林経営課長 この10ページに書いております(5)の事業内容の面積につきましては、国に要望を上げている数字でございます。これ以外の作業も当然あるわけなんですけれども、従来から森林整備の補助金が、当年度の当初予算で配分を受けております。この事業については、研修扱いということで、労働生産性が低下するといったことで単価が倍なんですけれども、従前の例えば人工造林ですとか、下刈りについても、30億円規模の予算を当初予算含めて用意させていただいていますので、そちらと組み合わせながら、要件に合う方については、こちら

※23ページに訂正発言あり

を利用していただいて、なおかつこの事業以外でも、通常の森林整備事業には取り組めるわけでございますので、そちらのほうを活用していただく。それから、これ以外でも、8ページに記載しておりますが、山の暮らしを守る森林整備支援事業という通常の補助事業に比べても有利な事業を――中間の事業なんですけれども――用意させていただいているので、そちらを組み合わせながら、効率よくやっていきたいなというふうに思っています。

- ○窪薗委員 分かりました。
- **〇日髙委員長** そのほか、何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐野環境森林部長 いろいろ御質疑、御意見、御提案等いただきましてありがとうございます。 今回質疑、御意見等があったものの多くが、その事業目的・効果からして、その実施方法ですとか、基本的な考え方も含めて、規模、そういったものについての御意見であったかとは思います。

今回その事業を説明するに当たりまして、多面的な効果があるということで、何がメインの効果であるのかというところが十分説明し切れなかった部分はあるかと思いますが、御意見をいただきましたように、多面的な効果が得られるように、実施方法については、まだ現在においては詰め切れていないところもございますが、いろいろ工夫をさせていただいて、せっかくの投資が無駄にならないように実施方法等については検討してまいりたいと思います。

また、もう一つの点が、今後のといいますか、 来年度以降のこういった事業の在り方について 御意見があったかと思いますが、今回の事業は、 4月も6月の補正のときもそうではありますが、 緊急、特別な対策ということで、財源としては、 ほぼ地方創生臨時交付金がメインになっている わけですけれども、そういった意味では、まさ に今年度限りの事業というのが今回の事業にな りますが、166億円、県全体で今回も補正があり ますけれども、そのうちの164億円が国庫支出金 という現状もございます。こういった新たにコ ロナ対策として打ち出すものについては、こう いった財源がなければなかなか難しいという状 況がございますので、今後はそういった事業の 状況ですとか、効果、財源の状況等も考えなが ら、また今後引き続き状況を踏まえて検討して まいりたいと考えています。

いずれにしましても、こういった事業を効果 的・効率的にやっていくことで、そういったこ とについて理解が得られるように努力してまい りたいと考えています。よろしくお願いいたし ます。

**〇日高委員長** それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○横山環境森林課長 常任委員会資料の18ページを御覧ください。

令和2年7月豪雨による林業関係被害についてでございます。

今回の豪雨による被害につきましては、令和 2年7月17日現在の速報でありますが、1の被 害の概要にありますとおり、18市町村、88か所 において、山腹崩壊や林道等ののり面・路肩崩 壊など、被害額は20億1,875万円となっておりま す。

現在も、被害状況の調査を継続しているところでありますが、今のところ、人的被害や孤立などは発生しておりません。

次に、2、被害状況についてであります。

まず、(1)の林地被害につきましては、被害

箇所が9市町村の36か所で、被害額は\*127万円、被害の概要は、山腹崩壊、土砂流出等であります。

次に、(2)の自然公園被害につきましては、 被害箇所が5市町村の5か所で、被害額は1,545 万円、被害の概要は、倒木、斜面崩壊等により ます遊歩道通行止め等でございます。

次に、(3)の林道施設被害につきましては、 被害箇所が、10市町村の30路線、47か所で、被 害額は7億3,330万円、被害の概要は、のり面崩 壊、路肩崩壊等でございます。

被害の状況の一覧につきましては、右側の19 ページのとおりであります。

今後も引き続き、被害状況の把握、情報収集 に努めますとともに、市町村などとも連携しな がら、早期復旧に努めてまいりたいと考えてお ります。

説明は以上でございます。

**〇日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

この林業関係被害について、委員の方から質 問がございませんでしょうか。

○横山環境森林課長 すみません。私、先ほど、 2の(1) 林地被害につきまして、被害額を127 万円と申し上げました。12億7,000万円の間違い でございます。失礼いたしました。

○高橋委員 この報告事項についてじゃないんですけど、全体的なことで、伐採後に、家屋にその土砂が流れ込んでいるところとか、あるいは切り株がずれたりとか、結構、日南でそういう現場を見ました。これは過去の委員会でもいろいる議論されたことなんでしょうけど、大型機械の導入によって、今搬出方法が路網を造ってやっている関係で、業者によっては、しっかりその後の対策を取っているところもあるんで

すが、その逆もあるらしいんです。だから、今言った、土砂が家屋の庭に流れ込んでいたりとか、切り株がずれたりとか、そういったところが出てきていると思うんです。やっぱりそういったところをきちっとした指導をやっておかないと、とんでもない人的災害とか家屋、そういったものに被害を与えることが今後――実際あっているかもしれないですけど、そういったところをしっかりとチェック、指導いただきたいなと思います。

○橘木森林経営課長 従前から、今委員がおっ しゃいましたように、環境を荒らすというふう なことで、そういう現場がやっぱり散見されて いるところであります。県といたしましては、 先ほどのひなたのチカラ林業経営者の方々に対 する認定の際に義務づけていることがございま す。国の要件の中にもあるんですけれども、環 境に配慮した作業を行うというガイドラインを しっかりと策定していただいた団体を、県とし て認定して登録させていただいているところで ございます。そういった方々以外でも、今ひむ か維森の会等が、そういう責任ある林業事業体 ということで認証を受けて、そういった作業を 進めているといったようなことでございますの で、そちらについても、今後指導といいますか、 なるべくそういったガイドライン等を策定して いただくように、県としても働きかけをしてい きますし、研修会等でも、そういった事業体に 対しても、積極的に周知をしていきたいと思い ます。

それから、例えば山のほうから土砂が流出している箇所につきましては、現在、県から市町村等に対しまして文書を発出いたしまして、そういった危険な箇所はないでしょうかというこ

※このページ左段に訂正発言あり

とで調査をかけているところでございます。その上がってきた箇所が6か所程度あるんですけれども、そういったところについては、災害後の点検ですとか、危ない箇所を予見できるということでございますので、そういったところについて、被災がないかとか、新たな流出はないかとか、そういった調査も今かけているところでございます。

**〇日髙委員長** 関連で何かありますでしょうか。 ○橘木森林経営課長 先ほど窪薗委員の御質問 に対して、19事業体が県内で要望しているとい う話をしまして、その内訳としまして、森林組 合を8、林業事業体を11ということで申し上げ たんですけれども、森林組合は全ての事業体が 要望を出してきているわけではなくて、実際の ところは6森林組合でございまして、具体的に ないのは延岡地区と日南地区です。これにつき ましては、もともと予定している一貫作業です とか、そういったことで、取り組む予定になっ ておりましたので、そういったところについて は要望が出されていないということでございま す。ですから、森林組合は6つ、それから、林 業事業体が13事業体ということで訂正をさせて いただきたいと思います。よろしくお願いいた します。

**〇日髙委員長** その他で何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上をもって、環境 森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲 れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時34分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○大久津農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、報告について申し上げます。まず、1 つ目でございますが、去る7月3日からの豪雨 によりまして、串間市、えびの市、西米良村等 を中心に、県内各地域で農業施設の一部崩壊や 水田の冠水、土砂の流入等の被害が発生してお ります。後ほど関係課から報告がございますけ れども、現在、被害の実態把握中でございまし て、今後は、国の事業等も積極的に活用しなが ら、早期の復旧に努めますとともに、農業改良 普及センターを中心に、次期作への影響が最小 限となりますよう、生産現場での技術指導に努 めてまいりたいと考えております。

2つ目の報告でございます。本年度に入りまして、県内の家畜人工授精師に対しまして、家畜改良増殖法違反の行政処分を行ったところでございますが、この事案につきましては、県有種雄牛の凍結精液が不正に県外へ流出していたことが確認されたところでございます。

後ほど関係課から御報告させていただきますが、家畜人工授精師に対するチェック体制の強化、さらにはコンプライアンスの徹底等によりまして、今後再発防止にしっかり努めてまいりたいと考えております。

それでは、座って説明させていただきます。 お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙 をめくっていただきまして、目次を御覧いただ きたいと思います。

本日、農政水産部からは、7月臨時県議会提 出議案が1件、冒頭触れましたが、その他報告 が2件でございます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

予算議案の議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について御説明いた します。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正をお願いするものであります。

(1)の令和2年度歳出予算課別集計表の中ほどB列の合計の欄にありますように、22億1,513万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、C欄の補正後の額の列の一番下にあります部計の欄にありますとおり、487億2,217万8,000円となるところでございます。

これらの補正につきましては、特に影響の大きい肉用牛肥育経営や養殖業等への支援に加えまして、これまで取り組んでまいりました応援消費の拡充、さらには新しい生活様式に対応するためのリモート体制の環境整備などをお願いするものでございます。

次に、(2)の債務負担行為補正(変更)につきましては、今回の補正予算に伴う債務負担行 為の変更をお願いするものであります。

補正の詳細につきましては、後ほど関係課長 から説明させていただきます。

私からは以上であります。御審議のほど、よ ろしくお願い申し上げます。

**○殿所農政企画課長** 委員会資料の2ページを 御覧ください。

初めに、農政水産部の7月補正に係る全体像 について説明いたします。

これまで農政水産部では、生産者を守る、消費販売を活性化する、ピンチを発展につなげるという3つの視点で対策を講じてきました。今

回は、それらの視点を基本としながら、新型コロナウイルス感染症経済対応方針に基づいて事業を構築し、そこに掲げておりますように、4つの項目に整理をしております。

1の感染症拡大防止策と医療体制の整備では、 第2波への備えとして、口蹄疫等の経験を生か して感染症対策と家畜防疫対策で共有する資材 を一元管理する体制を福祉保健部と連携して構 築いたします。

2の雇用維持・人材育成と事業継続のための 支援では、セーフティーネットとして、前向き な経営安定対策、資金融資の対策を行うととも に、雇用維持と人材育成のための支援として、 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々 の農業、水産業分野での受入れに取り組みます。

3の地域経済と県民生活の再生、復興に向けた支援では、応援消費「ジモ・ミヤ・ラブ」の輪を広げる取組として、農畜水産物の応援消費に引き続き取り組むとともに、「えらばれる観光みやざき」づくりの推進として、県内小中学校の教育旅行での農泊利用の促進等に取り組みます。

4のみやざきの成長へつなげる取組では、リモート体制等の環境整備として、新たな生活様式に対応して、生産者等への情報提供ができるシステムの整備や試験研究機関におけるスマート農業化を進めるとともに、力強い農林水産業づくりとフードビジネスの基盤整備として、コロナ禍を受けて、改めて顕在化してきた物流対策やウイズコロナ、ポストコロナを見据えた農畜水産物の生産構造の転換や、生産基盤の強化に取り組みます。

それでは、各事業の詳細につきましては、農 政企画課分から説明いたします。

歳出予算説明資料の農政企画課のインデック

スのところ、111ページをお開きください。

農政企画課の7月補正予算額は、一般会計の みで、5,092万円の増額補正をお願いしておりま す。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、17億6,568万5,000円となります。

それでは、その内容について説明いたします。 113ページをお開きください。

1つ目の(事項)新農業振興推進費の説明欄の1、新規事業、みやざきスマートアグリプラットフォーム構築事業2,430万円については、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄の1、改善事業、みやざきの農泊緊急誘致促進事業622万円でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込んでいる農泊について、県内の学校の教育旅行における利用促進を図るため、受入れ側が実施する誘致の取組や安全、安心な受入れ体制の整備等を支援するとともに、教育旅行を写真や動画で記録し、新しい教育旅行スタイルの周知と、さらなる誘致につなげていくものであります。

次に、説明欄の2、新規事業、みやざきの新 しい農泊スタイル普及事業1,000万円について は、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項)農業協同組合、農業共済団体検査・指導費の説明欄の1、新規事業、農業経営収入保険加入拡大重点対策事業1,040万円でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が今後も続くことが見込まれる中、様々な収入減少に対応できる農業経営収入保険制度の重要性が高まっております。このため、加入拡大に向けまして、これまでの戸別訪問の取組に

加え、JA部会等を通じて、制度に関する勉強会や加入意向の取りまとめを行い、集団加入を進めることで、新型コロナウイルス感染症等による経営リスクの回避、軽減を図るものであります

それでは、次に常任委員会資料に戻っていた だきまして、4ページをお開きください。

新規事業、みやざきスマートアグリプラット フォーム構築事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな生活様式に対応するため、農業・水産業関連情報の分かりやすい提供とSNS等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、オンラインによるリモート会議等に対応できる体制を整備し、農業者・漁業者をはじめとする県民等の意見を集約する環境整備を図るものであります。

詳細については、右側のページで説明いたします。

上段左側の現状と課題にありますように、国や県などから打ち出される様々なコロナ関連支援策の周知や対面式や集合形式での説明会やセミナー等の縮小に伴う新たな生活様式への対応に加え、オンラインによる施策提案や意見聴取などが求められています。

このため、下の図にありますように、農業・水産業関連情報を集約したホームページを設置し、①にありますように、生産者などが知りたい情報をワンストップで検索できるよう分かりやすい情報提供を行うとともに、②にありますように、コロナに関する支援策など、県として伝えたい情報について、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用して積極的に情報発信を行います。

加えまして、③にありますように、生産者や

県民の皆様が伝えたい思いや意見、そして、一方で県が提案したい施策、普及センターや試験場などの取組について意見交換が行えるよう、農林振興局や普及センター、試験場などにリモート会議に対応した機器を整備し、リモート拠点化を図ることにより、つながる環境の整備を行います。

左側のページの2の事業の概要を御覧ください。

予算額は2,430万円、事業期間は令和2年度を 予定しております。

次に6ページをお開きください。

新規事業、みやざきの新しい農泊スタイル普 及事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、本来の農泊の魅力と新しい生活様式における旅行形態を両立させた新しい農泊スタイルの検討を行い、その結果を農家民宿へ普及させるとともに、県内外に早急にPRすることで、農泊の利用者増を図るものであります。

詳細については、右側のページで説明いたします。

2の事業内容を御覧ください。

これまでの農泊スタイルは、オーナーと食卓を囲んだ食事や体験等を実施する触れ合いが中心でございましたが、これからは、感染症対策を徹底しながら、新たな生活スタイルを求めるニーズに適用した形態の提供が必要と考えています。

そのため、事業スキームは、ステップ1として、専門家を招聘して、新しい農泊スタイルを検討し、ステップ2で、その結果を、手引きの作成や研修会の開催を通して、県内農家民宿へ普及し、ステップ3で、動画やパンフレットにまとめ、各種プロモーション活動を通じて、県

内外にPRしたいと考えております。

左側のページの2の事業の概要を御覧ください。

予算額は1,000万円、事業期間は令和2年度を 予定しております。

農政企画課からは以上でございます。よろし くお願いいたします。

**○愛甲農業連携推進課長** 農業連携推進課でご ざいます。

歳出予算説明資料の115ページをお開きください。

当課の7月補正額は、一般会計のみで4億3,992万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄のとおり、31億7,964万6,000円となります。補正の事業内容につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、委員会資料の8ページを御覧くだ さい。

試験研究リモートワーク推進事業であります。 本事業は、農業分野でのコロナと共生した新たな生活様式を構築するため、スマート農業に着目し、試験場における技術実証を通して、生産現場への技術導入を促進するものであります。

具体的な内容につきましては、右側のポンチ 絵で御説明いたします。

まず、現状・課題でありますが、雇用型経営等が進む農畜産業におきましては、コロナ対策を踏まえた経営継続を図るためには、農作業の無人化やリモート化並びに少人数化を可能とするスマート農業の普及・拡大が大きな鍵を握っております。

このため、中段の対策にありますとおり、試験場をフィールドとしたスマート化の実証を図るため、①の施設園芸の複合環境制御機器や搾

乳ロボット等による無人化や遠隔操作の技術をはじめ、②のロボットトラクターや追従型ロボット等による少人数での作業対応技術の実証を行うこととしております。

また、試験場は、農業者にとって各種技術習得のための開かれた場として位置づけられておりますことから、③の新しい生活様式に対応した環境整備により、試験場内の消毒・防護対策の徹底とともに、試験場のBCP体制の構築も期待されるところであります。

資料の8ページに戻っていただき、予算額は3億4,485万6,000円をお願いしているところでございます。

続きまして、資料の10ページをお開きください。

県産農畜産物応援消費推進事業でございます。 本事業は、4月及び6月補正で予算化しました事業を拡充するもので、その内容につきましては、右のポンチ絵で御説明いたします。

まず、1の地産地消応援消費対策でありますが、7月補正では、右太枠の県内飲食店との連携企画の実施を新たに追加し、販売に苦戦している水産物について、お魚パスポートの発行による応援消費を推進したいと考えております。

また、2の販売対策では、左枠のお届けキャンペーンの実施におきまして、水産物の拡充や、新たに地頭鶏及び早期米も対象とし、通信販売の送料助成やプレゼント企画等により、販売対策や購買意欲の醸成を図りたいと考えております。

また、右太枠の新しい生活様式に対応した販売、PR戦略の構築では、今後、量販店等では、 3密対策として試食宣伝や店内イベントは自粛 の方向にありますので、これらに替わる新たな プロモーションとしまして、店頭でのモニター やデジタルサイネージを活用しながら、本県農 畜水産物の販売・PRにつなげていきたいと考 えております。

10ページに戻っていただき、予算額は、7月 補正分としまして、8,389万円をお願いしている ところです。

続きまして、資料の12ページをお開きください。

農産物の物流革新調査事業でございます。

本事業は、コロナと共生し、新たな生活様式に対応した農産物の物流体制を構築するため、 各種調査等を実施するものであります。

具体的な調査内容は、右のポンチ絵で御説明いたします。

中段の主な調査内容にありますとおり、まず、 ①の現状・意向調査では、産地や輸送会社を対象に、農産物輸送の現状や将来の意向について調査・分析し、今後の施策展開の基礎資料として活用しますとともに、②の農の物流DX事例調査では、ICTやIoT等のデジタル技術や関連する機器・資材等を調査し、農業分野への導入の可能性を整理したいと考えております。

また、③の相乗り輸送の実証では、産地等との連携による実証を通して、効率性やコスト面等の把握に努め、さらに、④の新たな地域物流の可能性調査では、集荷場の集約化等で発生する空き施設等を有効活用したローカル物流網の可能性について調査をすることとしております。これらの調査結果は、新たに設置するみやざき農の物流DX推進協議会で共有し、今後の展開にあるとおり、持続可能で効率的な農産物の物流体制の確立に反映させたいと考えております。

12ページに戻っていただき、予算額は、1,117万6,000円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○東農業経営支援課長** 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、119ページをお開きください。

当課の7月補正額は、一般会計で1億3,167 万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、53億3,034万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

121ページをお開きください。

ページ上段の(事項)農業経営改善総合対策 費の1、新規事業、地域農業支援拠点強化事業、 また、下段の(事項)担い手育成総合対策事業 費の1、新規事業、みやざきの新規就農加速化 事業、及び2の新規事業、「農」で支える短期就 労マッチング体制構築事業につきましては、後 ほど常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、中ほどの(事項)農業金融対策費の1の(1) みやざきの農を支えるひなた資金融通事業2,005万4,000円の増額について御説明します。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に 伴い、農業経営に支障を来している農業者を支 援するため、農業制度資金の融資枠を一部拡大 するとともに、現在発動中の経済変動・伝染病 等対策資金の債務保証料に対して助成を行うこ とにより、資金繰りの円滑化を図るものであり ます。

なお、この事業の資金の融資に係る債務負担 につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。 下段の(2)にありますとおり、事業の中の 2つの資金に対します利子補給の債務負担の変 更をお願いするものであります。

それでは、他の事業につきまして、同じく常 任委員会資料で御説明いたします。

14ページをお開きください。

地域農業支援拠点強化事業でございます。

事業内容につきましては、右側の図を御覧く ださい。

1の課題にありますように、農業科学公園等の施設は、農業者をはじめ多くの県民が研修等で利用するとともに、大規模災害時には、保健所や警察等の代替施設や避難所としての機能を有しております。しかしながら、換気機能などが不十分な状況でありますことから、2の対応にありますとおり、これらの施設の空調設備や換気装置の改修等を行うものであります。今回の整備によりまして、県民等利用者の3密を避けるなど、新しい生活様式に対応した施設環境を確保しますとともに、コロナ禍における大規模災害時の避難施設等としての機能を確保してまいりたいと考えております。

14ページに戻っていただきまして、2の事業概要にありますとおり、補正予算額は9,990万3,000円でございます。

次に、16ページをお開きください。

みやざきの新規就農加速化事業でございます。 本事業は、1、事業の目的・背景にあります ように、新型コロナウイルス感染症に伴う雇い 止め者等に対し、本県での就農を促進するため、 新しい生活様式に対応した県外在住者等へのP Rや就農相談体制を強化しますとともに、就農 体験研修等への参加を支援するものでございま す。

事業内容につきましては、右の図を御覧ください。

1の課題にありますように、コロナ禍により、

就農相談会等の中止が相次ぎ、就農希望者への 情報発信や相談対応が困難になっている上、本 県独自の派遣型の就農研修でありますお試し就 農に、県外在住者の就農希望者が参加を希望す る場合には、移動や住居費が大きな負担となっ ております。

このため、2の対応にありますとおり、メールマガジンやフェイスブックなどを活用し、本県での就農をPRしますとともに、県新規就農相談センターに、テレビ会議による相談体制を整備します。また、お試し就農に参加を希望します県外在住者等に対しましては、移動費や住居費等の掛かり増し経費の一部を助成することとしております。今回の就農相談体制や研修環境の整備により、雇い止め者等の雇用の確保や本県での就農促進を図ってまいりたいと考えております。

16ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、補正予算額は430万円であります。

次に、18ページをお開きください。

「農」で支える短期就労マッチング体制構築 事業でございます。

本事業は、1、事業の目的・背景にありますように、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に収入が減少している人材等を対象に、農業分野での短期集中的な就労モデルを実証することにより、副業的に就労できる新たな体制を構築するものでございます。

事業内容につきましては、右側の図を御覧く ださい。

中段の対応にありますとおり、左側点線枠内 のコロナの影響を受けている業界をはじめ、収 入確保を行いたい求職者と、右側点線枠内の農 繁期など、短期的に労働力を確保したい農業生 産現場等、農業関係団体等からなるマッチング 組織がコーディネートするもので、マッチング 組織の運営や農業未経験者への職業訓練的農業 研修の実施に対しまして支援を行うこととして おります。

このような体制を構築することで、下段の効果にありますように、収入減少者等の収入確保とともに、多様な農業人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

18ページに戻っていただきまして、2の事業 概要にありますとおり、補正予算額は742万円で あります。

農業経営支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇柳田農産園芸課長 農産園芸課でございます。 お手元の歳出予算説明資料の123ページをお開 きください。

当課の7月補正額は、一般会計で7,695万円の 増額補正をお願いしております。この結果、補 正後の予算額は、右から3番目の欄であります が、41億4,923万3,000円となります。

それでは、内容につきましては、常任委員会 資料で御説明いたします。

常任委員会資料の20ページをお開きください。 みやざきの農産物供給力強靱化緊急対策事業 でございます。

この事業は、4月補正でお願いしておりましたけれども、次期作支援対策の拡充をお願いするものでございます。

内容につきましては、21ページのポンチ絵を 御覧ください。

中ほどにありますとおり、焼酎原料用カンショは、国の支援の対象になると考えておりましたが、5月に国が支援の対象外とすることが明らかになりました。焼酎原料用カンショは、3月

以降、飲食店の休業や営業短縮等によりまして 需要が減少したことから、産地の契約数量が約25 %削減となっております。このため、4月補正 事業の①の耕種農家経営支援事業につきまして、 今回の7月補正で、支援対象品目として焼酎原 料用カンショを追加し、日本一の焼酎産地の存 続・維持を図っていきたいと考えております。

20ページに戻っていただきまして、予算額は4,500万円で、補正後の予算額は8,700万円をお願いしております。

続きまして、22ページ、農産物生産構造転換 緊急支援事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、本事業は、業務需要等の国産回帰の動きなど、マーケットニーズの変化に対応した生産方式への構造転換を進め、産地再生を図っていくものでございます。

事業内容につきましては、23ページのポンチ 絵で御説明いたします。

真ん中の取組内容の4つの枠にありますように、果樹、茶、施設園芸、露地野菜について、省力かつ効率的な生産方式への転換を図ってまいりたいと考えております。

具体的な取組でございますが、左上の果樹では、業務需要が高まる国産柑橘のニーズに対応するため、作業効率を高めるための作業道の設計等に取り組み、管理作業3割削減を実現する園地づくりを目指してまいります。

右上の茶では、収穫時期や収獲方法の変更など、ドリンク用の多収・加工技術を実証し、飲料メーカー仕様に対応した生産・加工体制への転換を目指してまいります。

左下の施設園芸では、台風への耐候性を有し、 かつ低コストな新たなハウスの設計及び実証に 取り組み、周年栽培に対応したハウスの普及を 目指していきたいと考えております。 右下の露地野菜では、機械・人・農地をフル活用した最適な組合せを検証し、実需者のリクエストに対応した露地品目の供給力強化を目指してまいります。

左のページに戻っていただきまして、予算額は3,195万円をお願いしております。

農産園芸課は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。 歳出予算説明資料の127ページをお開きください。

当課の7月補正予算額は、一般会計で3 億4,700万円の増額補正をお願いしております。 この結果、7月補正後の一般会計の予算額は、 右から3番目の欄にありますように、21億5,323 万6,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は、24億4,036万9,000円となります。

それでは、補正の内容につきましては、常任 委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の24ページをお開きください。 新規事業、漁業経営持続化緊急支援事業であ ります。

1の事業の目的・背景にありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化している漁業者の経営再建計画策定を支援するとともに、制度資金の拡充及び運転資金の創設、それらに係る利子・保証料等の助成を行うことで、経営再建に取り組む漁業者を支援するものです。

右側のポンチ絵の現状と課題にありますとおり、新型コロナウイルスの影響により、漁業者、特に、養殖業者におきましては、魚価の低迷、出荷の停滞により、収入が減少する一方で、餌代などの経費が増大していることから、経営が悪化し、既往債務の返済が困難となる厳しい状況となっております。

このままの状況が続きますと、漁業はもとより、雇用をはじめとする地域経済にも甚大な影響を与えることが懸念され、早急に経営の立て直しを図る必要があります。

このため、経営再建に向けた3つの支援に取り組むこととしております。

まず、1つ目が、系統金融機関であります宮 崎信漁連によるきめ細やかな経営再建計画の策 定支援に対して助成いたします。

次に、金融支援として、2の漁業経営維持安 定資金について、コロナ禍で返済が困難となっ た既往債務の整理のために、特別枠15億円の融 資枠を創設し、国と県との助成により、利子・ 保証料をゼロ%にするとともに、基金協会の代 位弁済リスクに対する支援により、資金の円滑 な融通を図ります。

さらに、3になりますが、当面の資金需要に 対応し経営再建を後押しするため、3のJFマ リンバンクコロナ対策長期資金に対しまして、 信漁連、農林中金、県、市町が協調して利子助 成を行うこととしております。

なお、その右側にありますとおり、今回の利子・保証料相当分の助成につきましては、金融機関に対して、後年度の債務負担行為によらず、今年度に一括交付することといたしております。

以上の3つの支援に加えて、融資後も、漁業経営支援・制度資金審査会による定期的な経営指導を通じた経営再建と持続的な漁業経営体の育成を図ることとし、コロナを契機とした漁業経営、とりわけ養殖業の構造改革と、地域一体となった水産業の成長産業化につなげていきたいと考えております。

24ページに戻っていただきまして、2、事業の概要の(1)、予算額は3億600万円をお願いしております。

次に、26ページをお開きください。

新規事業、日向灘の漁場フル活用緊急促進事業であります。

1の事業の目的・背景にありますとおり、新型コロナウイルス感染症による水産物の需要の低迷、魚価の下落等の影響下にあっても、市況に応じて、漁獲対象魚種を選択できる沿岸漁業の複合経営化を推進するため、未利用海域において、新たな漁場を開拓するものでございます。

右側の27ページを御覧ください。

コロナの影響を受け、休漁を余儀なくされている漁業者の現在の局面における支援といたしましては、国の資源・漁場保全緊急支援事業の積極的な利用を推進しているところでございますが、県といたしましては、今後起こり得る第2波、第3波による影響にも備えるため、本事業により、環境DNA分析等による漁場調査と、試験操業による漁場の経営的価値の実証結果を漁業者に提供することにより、漁獲対象魚種や利用漁場の選択肢を広げ、市況に左右されにくい複合経営化を推進するものであります。

26ページに戻っていただき、2、事業の概要の (1)、予算額は1,420万円をお願いしております。

続きまして、28ページをお開きください。

新規事業、養殖漁場環境保全対策支援事業で あります。

1の事業の目的・背景にありますとおり、新型コロナウイルスの影響により、出荷が停滞するなどの苦境に立たされている養殖業者に対して、漁場環境保全及び防疫対策に係る活動経費を補助することにより、緊急的な支援を行うものでございます。

右側のページを御覧ください。

養殖業において、コロナの影響による養殖魚

の出荷の停滞は、減収や経費の掛かり増しによる経営面の影響だけでなく、通常よりも多くの 魚が養殖生けすに残っていることによる養殖漁 場の環境負荷の増大など、漁場機能の低下の危 機も招いています。

このため、養殖漁場者グループが出荷滞留魚に対して、別途必要となる漁場環境保全や防疫対策に係る活動経費を補助することで、養殖業者への経営支援と併せて漁場環境保全を推進し、養殖業者の経営維持を図るものでございます。

28ページに戻っていただき、2、事業の概要の (1) 予算額は、2,680万円をお願いしております。

水産政策課の説明は以上でございます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。 歳出予算説明資料の131ページをお開きくださ い。

漁村振興課の7月補正予算額は、一般会計の みで、1億499万5,000円の増額補正をお願いし ております。この結果、補正後の予算額は、右 から3番目の欄でございますが、41億6,557 万2,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

133ページをお開きください。

(事項)漁業生産担い手育成事業費、1のみやざき農水産就業緊急対策事業につきまして、3,818万円の増額でございます。

増額の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う離職等により受け入れた研修生が、研修後円滑に就業できるよう、ICT等に対応した最新の漁労機器を県立高等水産研修所の実習船に装備し、効率的な研修を行うことや熟練漁業者の経験・技術をデジタル化し、研修生の技術習得の早期化に取り組むものです。

次に、(事項)漁業経営構造改善事業費、1の 頑張ろう、みやざき!養殖経営緊急支援事業に つきまして、6,431万5,000円の増額でございま す。

本事業は、4月補正において、養殖業の出荷が停滞したことによる餌代の掛かり増し経費を支援するものでありますが、いまだ滞留が続いているため、7月まで見込んでいたものを9月まで延長するものであります。

また、養殖魚の販路維持・拡大を図るために、 少ないロットでも生産者の方が出荷できるよう、 トラックでの活魚輸送経費の一部を支援するも のであります。

次に、2の新規事業、地域養殖連携推進事業 につきまして、250万円を計上しております。

別冊の常任委員会資料の30ページをお開きください。

事業の目的ですが、ポストコロナを見据え、 養殖業への金融支援と相まって、養殖経営の合理化や基盤強化を推進し、地域養殖業を成長産業へ発展させるために、養殖業者、漁協、流通加工業者、行政等が一体となって取り組む計画づくりを支援するものであります。

右側のページを御覧ください。

御案内のとおり、新型コロナウイルスの影響により養殖経営が逼迫していることから、これまで緊急的な支援といたしまして、経営の維持・安定、消費拡大等を目的に、餌代の掛かり増し経費支援や販売促進支援等を行ってきておりますが、ポストコロナを見据えた対策にも取り組んでいく必要があります。

このため、先ほど水産政策課から説明のありました、漁業経営持続化緊急支援事業による金融支援、経営管理指導に加え、養殖業者、漁協、流通加工業者、行政等の関係者が一体となって

地域養殖業を発展していけるよう、養殖業の構造改革などに係る具体的な取組内容を示した計画を策定することとしており、これに係る経費を支援するものであります。

左のページの事業概要に戻っていただきまして、本事業の予算額は250万円、事業期間は令和 2年度、事業主体は延岡市で、県が2分の1の間接補助を予定しております。

説明は以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。 歳出予算説明資料の135ページをお開きください。

畜産振興課の7月補正額は、8億6,596万円の 増額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目 ですが、67億5,861万7,000円となります。

今回、当課からは、2本の事業をお願いして おります。これらの事業内容につきましては、 常任委員会資料で御説明いたします。

別冊の委員会資料32ページをお開きください。 酪農への影響緩和応援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、酪農業において、コロナ禍による出荷乳量の調整や乳価の低下及び全日本ホルスタイン共進会の中止等の影響を緩和するため、生産性向上や生産基盤の強化及び牛乳消費 P R に取り組み、酪農業への支援を図るものであります。

事業内容につきましては、右のページを御覧 ください。

中段の対策にありますように、①の生乳生産性の向上では、酪農家自らが、5つの取組メニューから2つ以上の取組により乳量が増加した場合に、経産牛1頭当たり6,000円を交付するものです。

②の県産牛乳の消費拡大活動では、関係団体

とともに新しい生活様式を取り入れた消費 PR イベントを実施するものです。

③の乳用受精卵の県内供給では、全国共進会対策として導入いたしました優良な乳用牛から受精卵を採取し、県内各地へ供給し、その経費を支援するものです。この取組により、酪農業の生産性向上への意識改革や経営安定及び牛乳・乳製品の消費拡大と県内乳用牛群の改良を増進してまいります。

左のページにお戻りいただき、2の事業概要 でありますが、予算額は6,430万円であります。

続きまして、34ページをお開きください。

県産牛肉増産支援事業であります。

事業の目的・背景ですが、肥育経営において、 コロナ禍の影響により大変厳しい経営状況にあ ることから、生産基盤の弱体化及びアフターコ ロナ対策を見据え、県産牛肉の生産基盤の維持 ・強化を図るものであります。

事業内容につきましては、右のページを御覧 ください。

上段のとおり、牛マルキンが連続して発動しておりますが、7月以降は、交付金財源の4分の1に相当する生産者積立金が枯渇し、4分の3相当の国費分しか交付されない見込みであります。加えまして、9月までの生産者負担金の納付猶予が終了した10月以降は、6万8,000円と大幅増額の負担金納付が再開される見込みであります。生産者等も負担増に伴う経営継続への不安感が大変強く、生産基盤の弱体化が懸念されております。さらに、アフターコロナの対応として、国内の需要回復や中国を含む海外輸出の本格再開に向け、県産牛肉の安定供給に備える必要があります。

このため、対策にありますように、県産牛肉の安定供給を目的に、牛マルキンに加入する生

産者を対象に、出荷頭数に応じて、次の肥育素 畜となる子牛の継続的な導入を促進するため、 奨励金を交付するものであります。奨励金額は、 牛マルキンの交付金単価に応じ2万円から1万 円を交付します。対象期間は、生産者積立金の 枯渇、もしくは負担金の納付猶予により、交付 金が4分の3交付される時期に合わせ、7月か ら3月までの期間とし、対象頭数は、約4万1,000 頭を予定しております。

以上の取組によりまして、本県の肉用牛産業の維持・強化を図り、安定的に県産牛肉を国内外に供給する体制を堅持し、危機事象に強い産地形成に取り組んでまいります。

左のページにお戻りいただき、事業概要でありますが、予算額は、8億166万円をお願いしております。

説明は以上であります。

**〇丸本家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でご ざいます。

お手元の歳出予算資料の139ページを御覧ください。

家畜防疫対策課の7月補正額は、1億9,771 万5,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目 ですが、7億183万8,000円となります。

今回、当課からは、一つの事業をお願いして おります。事業内容につきましては、お手元の 常任委員会資料で御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の36ページをお開きください。

感染症防疫資材共同管理システム構築事業で あります。

この事業は、福祉保健部と農政水産部が連携 して実施するもので、1、事業の目的・背景に ありますように、新型コロナウイルスの感染拡 大等に備えて、感染症対策と家畜防疫対策で共 用する感染防護具等の資材を一元管理する感染 症防疫資材共同管理システムを構築し、効率的 な資材備蓄・管理体制を標準装備化するもので あります。

右側のポンチ絵を御覧ください。

上段にありますとおり、福祉保健部では、大 量の資材を配備する必要があるものの、備蓄す る十分なスペースは確保されておりません。

一方、農政水産部での備蓄資材は、7か所に 分散管理されているため、家保職員が担う管理 業務に多くの時間が費やされており、また、施 設の老朽化により、資材搬出に支障を来すなど の問題が生じております。

これらの課題を解決するため、下段左側にありますとおり、在庫情報を各部・各課で閲覧できるシステムを導入し、緊急時に迅速かつ安定的な供給が可能となる体制を整えます。

また、右側にありますとおり、誰でも扱いやすいハンドフォークリフトを導入し、パレットに梱包した状態で保管することにより、管理や搬出を容易にし、効率的な備蓄管理体制を整えます。

36ページにお戻りいただき、2の事業概要にありますとおり、予算額は、1億9,771万5,000円をお願いしております。

説明は以上であります。

**〇日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はございませんでしょうか。

○窪薗委員 今説明がありました、34、35ページの県産牛肉増産支援事業ですが、マルキンの関係なんですけれども、これを見ますと、20万円のマルキンの交付があった場合は、2万円をまたプラスされますよといったようなことなん

ですが、このほかに、例えば、経済連なり何なりがこれに上乗せするような計画はなかったんですか。4万円分ぐらいと私聞いていたんだけど、その辺りどうなんですか。

○河野畜産振興課長 まず、6月の補正でお願いしたときに、国の支援対策で5つのメニューのうち、2つ以上取り組んだら2万円交付される国の事業がございます。6月補正で本県は、肥育農家全ての方がしっかり取り組めるようにお願いしております。まず、国からしっかりと、1頭当たり2万円の支援をいただく。

今回、そのほかにですけど、市町村、JAさんにおいては、地域における導入支援ということで、肥育農家に1万円なり2万円の導入支援をされるというふうな話も聞いております。先ほど御説明しましたように、基金が枯渇するということがございますが、マルキンはもともと差額の9割しか交付されません。その中で、その9割のうちの4分の3しか交付金が出ないということになると、非常に厳しいという状況もございます。そして、次の生産に向かって導入をしていただくということもございます。ですので、国の事業の2万円と、あと市町村やJA等のそれぞれ市町村で負担が別途ある地域もございます。

○窪薗委員 じゃあ2万円プラス、それぞれの JAさんの支援のやり方で変わってくる、地域 によって違うということでいいんですね。分か りました。

プラス2万円だという話をちょっと聞いていたもんですから尋ねたところなんですけれども、ほかに導入支援として、5,000円なり1万円なりあるんですか。また、いつから対象になるんですか。

○河野畜産振興課長 まず、各地域でどのよう な支援が行われているかという最初の御質問で すが、市町村によって今いろいろ対策がありま すが、既存で導入支援を打っているところ、ま た、経営支援という形で支援を打っているところがございます。

県としましては、今回お願いしました導入支援の対策事業が通れば、各市町村、JAの皆さん方とともに、一緒になって取組をしていただけないかという御相談もしながら、市町村さんにも支援をしっかり呼びかけてまいりたいと思っております。

それと、いつからかという御質問ですが、これにつきましては、対象期間が7月から3月までですので、議会を通りましたら、7月からお願いしたいと考えております。

**○窪薗委員** 時期が7月からということですが、 それぞれの市町村なりJAさんなりの話合いが ばらばらではまずいのかなという気がします。 時期も変わってくるだろうし、それぞれ市町村 でも、また、農協とかそういう団体でも違う。 決算の仕方が違いますから、なるべく話し合っ て、一緒に連携しながらやっていただくように お願いしたらどうかなと思っているところです。 よろしくお願いします。

原資が枯渇してくるということで、交付額が 7割ぐらいになるんじゃないかという予想なん ですが、僕はかなり資金力があったと思ってい るんですけれども、全国的に見て、掛け金なり 資金なり、そういったものはどういった状況な んですか。

○河野畜産振興課長 それぞれの県の生産者積立金の状況ですけれども、本県は、今回7月の交付がございますが、残念ながら、もう既に枯渇を迎えるという見込みになっております。他

県の状況でございますが、全国47都道府県で取り組んでおりますけれども、今のところ、7月の交付で、16県はもう既に枯渇を迎えているということで、さらに増えていくものと思われます。

○窪薗委員 宮崎県は長くこれが発動しなかっ たので、かなり体力があるのかなと思っていた んですけど、今の説明では、そうでもないとい うことなのかなと思います。プラスアルファで 今回1万円から2万円ぐらいということですけ れども、こういったのが少しでもあれば、かな り変わってくるんです。というのは、今日から、 ちょうど小林も子牛の競りが、昨日までは高千 穂やったかな。値段的にも非常に安定している ような感じがしているんです。この影響だと思 うんです。ですから、前回の市場でもそうやっ たし、これが決まった途端に、急に明くる日か ら子牛の値段がぽんと2万円ぐらい上がったと いう状況がありますので、なるべくこういった ものもうまく回転していくように御努力をお願 いしたいなと思っています。よろしくお願いし ます。

○横田委員 確認させていただきたいんですけ ど、7月以降の交付額が9割から7割弱ぐらい に下がるということです。そして、生産者の負 担金の単価が7,000円から6万8,000円に引き上 げられる。ということは、例えば、マルキンが10 万円出ていた場合、農家に残るお金はもうほと んどないということでいいんですか。

○河野畜産振興課長 10月以降 6 万8,000円の納付を再開することになると、委員のおっしゃるように、頂いた交付金から差引をするとそういうふうな形になります。

**〇横田委員** 大変だということがよく分かりま した。 ○河野委員 みやざきの新しい農泊スタイル普及事業です。

先日、県南調査に行かせていただきまして、 北きりしま田舎物語推進協議会の方々と意見交 換させていただいたんですが、この協議会は、 この普及事業を受け止められるぐらいの協議会 だなと思います。ですから、ここの事業の「検 討等を行い、その結果を農家民泊へ普及させる とともに、県内外に早急にPRすることで農泊 利用者増を図る」という、この目的・背景のよ うに、早急にというのが非常に大事じゃないか なと思います。受け止められる協議会が、県内 に幾つか出来上がっているはずですので、早急 に始めて、早急にこの事業を進めることが大事 かなと思います。いかがでしょうか。

○小林中山間農業振興室長 委員御指摘のとおり、こちらの事業は年度内の事業ではございますけれども、早急に新しい農泊スタイルの検討、それから、県内農泊への普及を進めていきたいと考えてございまして、御指摘のとおり、県内に北きりしまのほかに高千穂とか、体制の整っている協議会もございますので、その傘下の農泊の皆様とも連携いたしまして、スタイルの定着とPRを年度内に早く進めていきたいと考えているところでございます。

○河野委員 よろしくお願いします。

○髙橋委員 7ページの事業内容をちょっと説明していただきたいんですけど、これまでの農泊スタイルにある室内でオーナーと一緒に食事というのは駄目なんですか。

○小林中山間農業振興室長 決して駄目だというわけではないと考えているんですけれども、オーナーの農家さんと一緒に食事を取るときに、どうしても距離が近くなってしまう場面もございます。いわゆるソーシャルディスタンスの確

保を気にされる方も当然いらっしゃるのかなと思っていますので、室内でお食事を取られる際はちょっと距離を開けるとか、あるいは屋外でバーベキューみたいな形で御飯を食べられるとか、そういうふうなスタイルもあるのかなと考えております。そういったものをしっかり検証して、普及させていきたいと考えているところであります。

○髙橋委員 これからの宿泊というのは、団体 はちょっと駄目ですよということになりつつあ ります、ウイズコロナという意味では。ある意 味、農泊はウイズコロナだと思うんです。どう しても、教育旅行なんていうのは団体です。で も、分散して宿泊するのが農泊だから、まさに、 農泊こそウイズコロナの宿泊スタイルだなと、 私はこの図を見ながらちょっと思っていて、そ ういうサイドから私はこの農泊をPRすべきだ し、もっと違うサイドで応援したらいいのかな。 今、河野委員がおっしゃったように、北きりし まの方が意見交換会の中でおっしゃっていたこ とは、教育旅行でいうと、新幹線とかで来るじゃ ないですか。そこからバスです。そのバスの支 援なんかもお願いできないかなということも おっしゃっていました。

農泊は宮崎にとっては、一つの売りです。そ ういったところの発想もぜひしていただき、御 支援いただきたいなと思っています。

〇小林中山間農業振興室長 農政水産部の事業ではないんですけれども、今回の7月の補正予算で、商工観光労働部におきまして、県内で行われます教育旅行のバス代の補助事業を御提案しているところでございます。ほかの関係部局と連携して、そういったものを使って、当部といたしましては、教育旅行の受入れ体制をつくるのが喫緊の課題かなと思っておりますので、

今回はこういった事業を御提案させていただいているんですけれども、関係部局と連携して、 誘致に直接結びつくような施策も展開していきたいと考えているところでございます。

○窪薗委員 この前、北きりしまの農泊の方々 と意見交換したんですが、その中で、どうして も伝えとってくれという要望がございました。 修学旅行生が兵庫あたりから来るんですけれど も、新幹線を使って来ることが多いんですが、 鹿児島に1泊泊まって宮崎に来る、それから熊 本に行くというようなコースが多いんですけれ ども、宮崎、小林あたりに1泊するときに、ど うしてもその間のバス代が発生すると言うんで す。貸切りで来るんですけれども、それでも距 離があるということで、高速料金その他、移動 にかかる経費が、結局、農泊される方の負担に なっているから、コース的に計画を組みにくい という話をされたんです。そういった支援が何 かできないもんだろうかというような要望がご ざいましたので、関連ですけれども、要望させ ていただきたいと思います。

○小林中山間農業振興室長 一部繰り返しになってしまって恐縮でございますけれども、商工観光労働部が今回の補正予算で御提案させていただいておりますバス代補助事業で、県内外から県内で教育旅行をされるときには、バス代を補助するというものがございますので、今年につきましては、そういった事業も含めて、しっかりと県内の農泊に教育旅行を誘致していきたいと考えているところでございます。

**〇窪薗委員** 事務局にもその情報を教えちょってください。よろしくお願いします。

〇小林中山間農業振興室長 御指摘のとおり、 しっかりと県内の農泊の皆様には、我々県の施 策、あるいは国の施策をしっかりとお伝えして、 うまく活用いただけるように進めていきたいと 考えております。

○窪薗委員 16ページの新規就農加速化事業なんですが、コロナの関係で雇い止め、あるいは一時待機とか、特に観光業等については、そういったものが発生しているということなんですけれども、本県の雇い止め等の状況は、今どういった状況なんでしょうか。

○戸髙農業担い手対策室長 雇い止め等の状況 でございますけれども、国の労働局が公表している数字は、3月以降、これは6月12日までの数字になりますけれども、全国では7月3日までの数字で、3万2,348人が雇い止め等の影響を受けています。県内におきましても、宮崎労働局の公表で288名に上るという数字が公表されているところでございます。

○2室薗委員 こういった方々を農業に新規なりで呼び込もうということなんですが、テレビ等を見ますと、農業に目を向けている方が出てきているということで、こういったPR活動をするということなんですけど、17ページを見ますと、お試し就農であったり、そういった研修を受けながらされるということです。非常に期待したいんですが、現実的にはなかなか厳しいのかなというような気もしていますけれども、こういったことを情報発信していただくことは大変ありがたいなと思っておるところでございます。

特に、中山間地域ばかりではなくて、平場でも、農業は非常に後継者不足、あるいは若手がいないということもありますので、ぜひこういったことにも目を向けていただいて頑張っていただきたいなと思っているところでございます。

そこで、これを支援するために、どういった ような計画で今後進められるのか、これを見れ ば分かりますけど、もうちょっと何か具体的な 方法があれば教えていただきたいと思います。

○戸髙農業担い手対策室長 新たな人の呼び込みというところでございますけれども、6月の補正で、お試し就農につきましては、当初の40人の予定から80人に拡大させていただきまして、既に取組を始めているところでございます。農家からは70件ほどの雇いたいという要望があり、働きたいという方も30名弱が現在来ておりまして、コロナ禍の影響を受けているという方も10名程度いらっしゃいます。その中で、14名につきましては、既にお試し就農を始めております。そのほかの方につきましても、マッチングを進めておりまして、今後、農業も忙しい時期が来ますので、さらなるマッチングを進めていきたいと考えております。

また、県外の方からも働きたいという要望が多く来ております。そのような方々につきましては、やはり、交通費と宿泊費がネックになっているというところがございますので、今回の補正におきましては、交通費と宿泊費の一部につきましても支援をしていきたいと考えているところでございます。

**〇窪薗委員** ぜひよろしくお願いします。

○星原委員 10ページ、11ページの県産農畜水産物応援消費推進事業で、6月補正でやられたこと以外に、今回、県内の飲食店との連携企画の実施ということですが、この中身をもう少し詳しく教えていただきたいんですけど。

○松田みやざきブランド推進室長 お尋ねの11 ページの右上にある県内飲食店との連携企画は、 お魚パスポートというのを、既に農政水産部で 取り組んで6年ほどになるんですけれども、今 コロナで水産の状況は厳しいので、そういった ところを生かして、飲食店を訪れるお客様を増 やして、需要を高めていくという取組でございます。お店でパスポートを使って食べると割安で食べられる。そういうお店を回っていただいて、スタンプラリー形式で、プレゼントキャンペーンも打つといったような形で、横につなげて水産物の消費拡大を図っていくという考えでございます。

**○星原委員** 消費拡大でいえば、割引券とかの ほうが消費は増えると思うんですが、スランプ ラリーで何枚かスタンプを押せば、その分割引 で買えるとか、そういうことになるの。

○松田みやざきブランド推進室長 お魚パスポート自体がもう割引になっておりますので、複数店舗回って、その中から抽選でといいますか、プレゼントキャンペーンを打って、たくさん人が訪れるような形にしていく、基本的にはそういう取組でございます。

**○星原委員** ちょっと意味が分からないんだけれども、そのパスポートが県民全てに渡っていて、それを持っていくと、割引で幾らとかになっているものなのか、その店に置いてあるものなのか、その辺はどういう形なんですか。

○福井水産政策課長 お魚パスポートは6年目に入るんですが、通常、当初予算でお願いしておりまして、パスポートを県民の方に購入していただき、お店で、一定の割引をしたパスポートに載っているお料理をお出しいただいているというものです。通常、当初予算でお願いしているお魚パスポートですけれども、これに加えて、今回の補正予算におきましては、お魚パスポートにスタンプラリー方式でポイント制度にしまして、ポイントがたまった方にはプレゼントを別途つけるとか、お魚パスポートに参加していただくお店の方には、新しいメニュー開発のための原料の提供等を今回新たに補正で追加

させていただいたところでございます。

**○星原委員** 6年前からということですが、普及の状況はどうなんですか。これまでに、もうかなりの方々がそういう使い方をしているのに、プラスで、今回コロナ対策で新たにこういう上乗せができたんですか。

○福井水産政策課長 通常2,000部から3,000部程度発行部数がございまして、今回も3,000部程度の発行を見込んでいるところでございます。

**〇星原委員** 今回の7月補正予算の中で、これ に使う枠はどれぐらいになっているんですか。

○福井水産政策課長 今回の7月補正分につきましては420万円になります。

○星原委員 あと下のほうに、新しい生活様式 に対応した販売・PR戦略の構築ということで、 量販店等における新たなプロモーションとか、 店頭でのモニターキャンペーン等で販売促進。 今までもいろんな形で販売促進はやってきたと 思うんですが、今回の事業でどういう形の成果 とか効果を求めているんですか。

禍の中で新しい売り方を、量販店さんと一緒に なって変えていくという考えでございます。

そういう意味で、下に書いています、モニターですとか、デジタルサイネージ、いろいろ技術が進む中で、そういった新しいものが出ておりますので、店舗の中で試しながら、新しい形をつくっていくという取組でございます。

**〇星原委員** これは県外対策ということになっ ていますから、県外の皆さん方に、宮崎の農水 畜産物をそういう形でPRしていこうというこ とでやられる事業だとは思うんですけれども、 スマートフォンでキャンペーン応募ということ になっているんですが、スマートフォンで応募 というのはどういうふうに。さっきのパスポー トじゃないけど、個人がそれを使えば、生産者 のところから消費者に直接発送されるんですか。 〇松田みやざきブランド推進室長 お尋ねのス マートフォンを使った取組ですけれども、これ は一例ですが、例えば、イオンさんもパートナ ーですけれども、お買い物をしたときにレシー トが出てきますが、宮崎の商品を買ったときに、 そこに例えば星印みたいなマーキングをつける ことが可能だそうです。宮崎の物を買ったお客 さんが、そのレシートをスマートフォンで撮っ て、特設サイトに送っていただいたり、そして、 おしかったよとか、こういう物はもっと食べた いねといった声、そういったところもスマート フォンを媒体にして双方向で、宮崎の物を買っ ていただいたお客様に特別に抽選でプレゼント をするキャンペーンをしたり、逆にお客様の声 も聞き取る仕組みをつくっていきたいというも のが、この取組の考えでございます。

**〇星原委員** これは、事業期間が単年度で、令和 2 年度だけの枠の中で今回やられるわけですよね。そうすると、今度こういう形で市場開拓

ができたとすれば、またこのコロナ対策とは別の新たな形で、今後の事業展開を考えておられるんですか。単年度で今回の補正が来たから、その期間だけこういう形で取り組む考えなんですか、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

○松田みやざきブランド推進室長 委員が今 おっしゃった、次年度以降につながっていくか という点につきましては、例えば、マンゴーの インターネット販売とかを初めて経済連として は取り組んだところでございます。JAタウン 等を通して打ったことはありましたが、QRコードを使って初めて取り組んで、いろな課 題もたくさんあったところですけれども、ネット販売、あるいはお客様の情報を得ることで、次の売り方につながっていくのを実施主体そのものが感じたと。それをさらにブラッシュアッで取組を継続していきたいというふうなことで伺っております。

○大久津農政水産部長 この応援消費につきましては、今回は、コロナの対策ということで新しい取組については県の定額となっておりますが、従来からブランド対策とか、それぞれの部会等で協議会を持っています。従来からそういった協議会等の活動の予算に、県とか経済連とか農協さんも出した中で一体的にやっておりますので、そういったところで有効性が認められれば、来年度以降については、そういった事業で十分活用できると思っております。

○髙橋委員 事業の説明を聞いて、水産の関係 で養殖業が何かえらいピンチのような気がする んですけど、そもそも県内の養殖魚は県内で流 通しているんですか、ある程度は。量販店に行っているような気がしますが。

○坂本漁村振興課長 流通の多くは、県外の北 九州でありますとか、関西とかの消費市場に向 かっての流通が多うございます。ただ、県内で も、例えば、県漁連を通じてでありますとか、 地元のそれぞれの養殖業者さんと出荷業者さん の間で、宮崎産のカンパチでありますとか、マ ダイも流通しております。

○髙橋委員 養殖業の現状を見ると、先ほどの 事業説明で、餌代の費用を7月から9月まで延 長したぐらいだから、相当まだ需要がないんだ ろうというふうに理解するわけです。いろんな 取組をやるんだろうけど、これでカバーできな いような気がして。コロナが落ち着かないと、 ひょっとしたらまだ1年近くかかるんじゃない だろうかと。とてもじゃないけど厳しいだろう なと思うわけです。

野菜関係は、海外の物が、国産回帰という流れが来ているということなんでしょうけど、魚も結構海外から入ってきていますよね。そういったところの状況はどう変化しているんでしょうか。

○坂本漁村振興課長 県内の養殖業、5月から 7月ということで、餌の掛かり増しの事業をお 願いしたところですけれども、そのときの状況 からいいますと、5月、6月、緊急事態宣言が 解除した後も、養殖業については流通が――こ れは宮崎だけではなく、全国の養殖業が非常に 厳しい状況で、5月、6月ほとんどというか、 動きが非常に弱い状況です。

その中で、今回2か月間の期間の延長ということでございますが、併せて、滞留した養殖魚を、今の流通でも少しずつは動いておりますので、その中で活魚出荷、去年よりは非常に流通は少ないんですけど、安定して出荷しないと、ほかの産地にまた取られてしまうこともありま

すので、小ロットでも養殖業者さんが市場に向 かって安定的に出荷できるような対策を、今回 併せてお願いしているところでございます。

また、需要喚起とか販売対策とか、もろもろの対策と併せまして、今の滞留している養殖魚を少しでも減らしていきたいと考えているところです。

○高橋委員 今おっしゃった小ロットで出荷される事業は、今回ないですよね。小ロットでも養殖業者さんが出せるという事業は。

○坂本漁村振興課長 歳出予算説明資料の133ページにございます「頑張ろう、みやざき!養殖経営緊急支援事業」の中に、新たに小ロット、例えば、これまで1トンで活魚車で運んでいたんだけれども、安定的に出荷するには、400キロの注文でも出していかなければいけない。今、赤字の状況で養殖業者さんは一生懸命出しているところに、県と、また、地元の市とも連携しながら支援していこうというものを含めています。

○髙橋委員 失礼しました。さっきトラック輸送で、小ロットでもということでメモしていました。ありがとうございます。

○横田委員 36ページの感染症防疫資材の共同管理システムですけど、この事業の中で、在庫情報のシステム化とかパレットとかフォークリフトを購入するとか、そういうことをされるんだろうと思いますが、ここにマスクの11万枚とか、防護服4万枚、ゴーグル3万6,000個等と書いてありますけど、これは、今現在、これだけ備蓄してあるのか、それとも、この事業の中でこれだけの備蓄を目標としてやっていくということなんでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 今回の事業の中で、 福祉保健部と家畜防疫対策課で、家畜防疫の資 材として必要な物を集めますとこれぐらいになるということで上げております。

- ○横田委員 資材倉庫の設置とありますけど、 これは新築でしょうか。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** そのとおりでございます。新築させていただきたいと思っております。
- ○横田委員 例えば、これは貸倉庫とか、そういうのでは対応できないということなんでしょうか。
- ○丸本家畜防疫対策課長 いろんなことを検討 したんですけれども、管理する資材は、単年度 でどんどんなくなっていくわけではないので、10 年という長い期間、確実に保管して整備してお かないといけないので、そのためには管理する 人間が近くにいるほうが有効であろうというこ とで、新築して設置したいというふうに考えて おります。
- ○横田委員 じゃあこの県庁の周辺に新築する ということですか。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** 場所につきましては、 総合農業試験場の中に適地を探したいと考えて おります。
- ○横田委員 これは、福祉保健部との連携の事業ということですけど、福祉保健部も、似たような額の事業を今回出されているんでしょうか。 それとも、ここだけの予算でつくるということなんでしょうか。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** この施設整備については家畜防疫対策課で行って、中に入れる物は 共同で入れて、共同利用するという形で考えて おります。
- ○横田委員 分かりました。
- 〇日髙委員長 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時12分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

そのほかで、質問事項はありませんでしょうか。

**○窪薗委員** 20ページのみやざきの農産物供給 力強靱化緊急対策事業ですが、最初にマンゴー、 メロン、花等については、10アール当たり5万 円、プラス2万円、いろいろコスト削減したり、 新技術を導入したりする人が対象になると思う んですが、こういったものがあるか。

また7月から、焼酎原料用カンショが対象に追加されたということで、下のほうを見ますと、支援内容としては10アール当たり3万円。これは、どういうふうに解釈したらいいんですか。それと、カンショの場合はどういったのが支援対象になるのか。

それから、市町村なりJAなりでもされると 思うんですが、どういった申請の仕方になるの か、教えていただきたいと思います。

○柳田農産園芸課長 委員御指摘の上のほうの 5万円と2万円と書いてある部分は国の事業で ございます。今回、この国の事業では焼酎原料 用カンショが対象にならないといったことが分 かりましたので、県単で支援をしましょうとい うことで、下の欄の7月補正で、焼酎原料用を 対象にしたということになります。

具体的な内容ですけれども、やはり来年に向けて、しっかりと焼酎原料用を作っていただかないといけないということでありますので、堆肥を入れたり、マルチを張ったり、しっかりと品質確保を取っていただくような取組をしていただきたいということで設定しております。

あと、これに上乗せするかどうかについては、 市町村、JAの皆さん方の御協力があれば、支 援がプラスになるんですけれども、今回、我々 としては、これを義務負担とはしておりません。

市町村なり農協さんが、上乗せをしないとや らないということではございません。県単独だ けでも支援対象としています。

- **〇窪薗委員** この10アール当たり3万円は何で すか。
- ○柳田農産園芸課長 支援対象につきましては、 次期作に向けて、要は捨て作りをしないように、 堆肥を入れたりとか、マルチを入れたりとか、 そういった経費について支援するという考えで あります。
- ○窪薗委員 県単の事業で、その分については 3万円を補助しますよという意味でいいんです か。
- ○柳田農産園芸課長 そうですね。3万円については、そういった次期作に向けての経費について支援することにしておりますけれども、ただ、県の予算の関係がございますので、10アール当たり3万円、ただし1戸当たり最高額で一応\*5万円という考えでおります。
- ○窪薗委員 10アール当たり3万円ですよね。1戸当たり5万円というのは、どういうことですか。ちょっと意味が分からないですけど。
- ○柳田農産園芸課長 失礼しました。10アール 当たり3万円で、できるだけ多くの皆さんに活 用していただきたいということがございますの で、さっき5万円と申し上げましたけれども、 申し訳ございません、1戸当たり6万円を上限 に支援していきたいと考えております。
- **〇窪薗委員** ちょっと理解に苦しむんですが、10 アール当たり3万円でしょう。1戸当たり、上限が6万円ということですね。1町増えたらどうなるんですか。
- ○柳田農産園芸課長 最高額が6万円ですので、

1 町であろうが 2 町であろうが 6 万円になります。

**○窪薗委員** ちょっと、中途半端な補助というような感じがするんですが。ここに書いてあるように焼酎もなかなか売れにくい。今年、25%ぐらい、1万4,000トンぐらいが影響があるということなんですけれども、1万4,000トンの量が影響あるのに、6万円でいいんですか。

いいんですかねというのはおかしいけど、そういう考え方はどうなんですか。ちょっと私は理解できないんですが。

- ○柳田農産園芸課長 次期作に向けて、しっかりと生産意欲をつなげていただこうということで、県として最大限のやりましょう、頑張りましょうというような意味合いを込めて――委員が御指摘のとおり、足りないじゃないかというところは十分あると思いますけれども、予算の範囲内ということでございまして、1戸当たり最高で6万円ということでお願いしたいと思っております。
- **〇窪薗委員** もちろん予算は多いほうがいいん ですけれども、私としては、ちょっとそぐわな いような感じがしてならないんですけれども。

県内で専業でやっている方、例えば新富、佐 土原辺りでは、1人で5~6町歩を作っている んです。次期作の対策として、6万円というこ となんですけれども、消毒したり、それから、 畑、苗とか、いろいろあると思います。そういっ た対策をされたら6万円あげますよということ だろうと思うんですけれども、私は農家の人た ちが、本当にコロナ対策で――ほかの作物はいっ ぱい予算があるのに、生産農家の人が、これで、 本当にありがたいなと思えるものかどうか疑問 なんですけど。

※このページ左段に訂正発言あり

○柳田農産園芸課長 1万4,000トンの焼酎原料用としての契約はなくなりました、じゃあどうしようかといったときに、聞き取りによりますと、例えば清涼飲料水のジュースとかの原料になるでん粉用に置き換わったりとか、あるいは、かりんとうに置き換わったりとか、ほかのネギとかバレイショとか、そういった品目に変わっております。

ただ来年も、そのまま変わったままでは、日本一の焼酎原料用のカンショの産地がなくなりますので、来年もしっかり作ってくださいよという気持ちを込めて、今回、お願いするものでございます。

○窪薗委員 気持ちは分かるんですが、県内で、今、焼酎原料用カンショとしてどれくらい生産量があるんですか。でん粉は別として。

○柳田農産園芸課長 推計値でございますけれども、約5万6,000トン、面積にして2,300へクタールぐらいございます。

○窪薗委員 5万6,000トンあるということですが、焼酎原料の場合はほとんど県内で消費されると思いますので、一つの宮崎県のブランド、目玉ですよね。

だから、影響がどれぐらい出るのか分かりませんが、もうちょっと、その辺りも含んで。単価が高ければ、それでいいんですけれども、予測としては2割ぐらい減るだろうという予測があるらしいです。

ですから、そういったものを含めて考えますと、ちょっといかがなものかなという疑問がありましたので質問させていただいたところです。

じゃあ、農家はそういった補助金をもらっているからいいじゃないかというようなことで、現在の価格がたたかれるということも発生するかも分からないんです。

その辺りも、気をつけていただく。やっぱり そういったことじゃおかしいわけですから。補 助金をもらっているから安くていいんじゃない かというような話にもなるわけですよね。そう いった過去もありましたので、そういったこと のないように、しっかりとよろしくお願いしま す。

予算としては、精いっぱいだということです ので、これでしようがないと思いますが、収入 保険等もありますので、そういったのを進めな がらやっていただければいいかなと思っている ところです。よろしくお願いします。

○大久津農政水産部長 ただいま農産園芸課長から、いろいろ御説明申し上げましたけれども、コロナ対策で、影響しているかどうかというのは国の判断です。これは契約栽培ですので、基本的には市場出荷とか、そういうことには影響しないという判断で外されております。

ただ現場の組合長さんとか、いろんなお話を 伺いますと、もう、芋しか作れないという農家 さんもいらっしゃると。

大半は転換して、ほかの高収益作物に替えられたけれども、やっぱりやむなくされた方たちもおられるということで、それについては、委員がおっしゃったように、宮崎は焼酎の日本の産地でございますので、来年度以降、ずるずると減ることがないように、この産地を維持しようということで、県として最大限――契約のところまで、このコロナ対策でやるのかという議論もありましたけれども、やっぱりそこはしっかりと守っていきたいということで、こういった支援をさせていただいております。

ただ、これについては県だけではなく、農協 さん、市町村というよりも農協さん等が、地域 の生産戦略という中では、かなり重要視してい らっしゃいますので、それについては経済連、 農協ともしっかり話しながら、今後も原料カンショの産地維持のために――今後も、これだけではございませんので、しっかり対策を検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- **〇窪薗委員** ありがとうございます。焼酎県でございます。今が踏ん張りどころだろうと思うんです。ですから、これが、やはり先細りにならないように、先々手を打っていくということも大事だろうと思いますので、ぜひよろしくお願いします。
- ○髙橋委員 今の関連なんですけど、焼酎の出荷量が減っているからいろいろあるんだと思うんですが、契約数量が25%減は大きいですよね。 4分の1減ったということだから。その原因です。契約単価は変わっているんですか。
- **〇柳田農産園芸課長** 契約単価については、変 更があったというのはあまり聞いておりません。
- ○高橋委員 ということは、先ほど説明がありましたけれども、ほかの加工用、かりんとうとか飲料水とか、そういったところのほうがメリットがあるということなんでしょうか。
- ○柳田農産園芸課長 既にカンショを作っていた農家さんは、いろいろお話を伺いますと、やっぱりカンショしか作れない畑が多うございまして、じゃあ、行き先はどこなのといったときに、焼酎じゃなくて、同じ黄金千貫で、でん粉用にいったりとか、あるいはかりんとう用に新しい販路を見つけたりとか、そういった形でやられているというふうに伺っております。
- ○髙橋委員 そっちのほうがメリットがあるということなんですね。
- 〇柳田農産園芸課長 焼酎原料用が大体、平均で66円です。でん粉用ということで、そのまま

出荷しても十数円になるんですけど、国の補助をもらって三十数円になるというふうになっておりますので、でん粉に変えたときには、言わば収入が半分になると。

ただ、カンショしか作れない畑なので、もう 半分になるけれども、今回はでん粉用でやって、 来年は焼酎の原料用ということで作りたいとい うふうに伺っております。

- ○髙橋委員 意味が分かりませんね。だって、 今の説明でいくと、収入が少なくなる方向に出 荷するということでしょう。
- **〇柳田農産園芸課長** 契約を25%解除されましたので、解除された分については、行き先がどこかというところで、でん粉用のほうに振り分けているというような状況です。
- ○髙橋委員 分かりました。
- **〇日高委員長** それでは、次に進んでもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇日高委員長** 次に、その他報告事項に関する 説明を求めます。
- 〇殿所農政企画課長 常任委員会資料の39ページを御覧ください。

7月3日からの大雨被害への対応状況につい て説明いたします。

1の被害状況につきましては、農水産業での被害は、現在、詳細については調査中でありますが、7月17日時点での被害額は、約14億円となっておりまして、えびの市や串間市を中心に、農業用施設の一部崩壊、水稲などの冠水や土砂の流入が主な内容となっております。

2の主な対応状況、今後の対応につきまして は、早急に県内の被害額や面積を取りまとめま すとともに、国の支援対策等の活用、市町村と 連携した被災農業者への緊急支援等を実施する 予定であります。

また、農業改良普及センターに設置しております相談窓口におきまして、栽培技術や資金などの営農相談に対して、しっかりと対応してまいります。

農業共済につきましては、共済金の早期支払 いに向けた準備が進められているところであり ます。

農政企画課からは以上でございます。

**〇丸本家畜防疫対策課長** 家畜防疲対策課でご ざいます。

常任委員会資料の40ページをお聞きください。 家畜人工授精師への行政処分についてであり ます。

1の概要にありますとおり、県外において、本県の精液が使用された和牛子牛がいるとの情報提供があり、調査を進めたところ、家畜人工授精師4名が家畜改良増殖法に違反する行為を行っていたことから、業務停止の処分を行ったところであります。

2の処分内容等にありますように、授精師Aは県内の授精師Bに、県有種雄牛の精液のみを譲渡し、授精師Bは受け取った精液の一部を、県内の授精師C及びDに譲渡しました。そして、授精師CとDは、その精液を県外の授精師等に譲渡しておりました。

4名はいずれも、法律で義務づけられている 精液証明書を添付せずに精液を譲渡したことか ら、その件数等に応じて、業務停止3か月から 1年までの処分を科したところであります。

右側のポンチ絵を御覧ください。

県有種雄牛凍結精液利用報告システムの概要 を示しております。

凍結精液は、上段の家畜改良事業団で製造され、譲渡契約に基づき、2段目の家畜改良協会

を通じて、3段目の家畜人工授精所に譲渡され、 人工授精に利用されます。

そして、③の精液の譲渡結果や⑤の授精データが家畜改良事業団に返送され、精液の利用状況が把握できるシステムとなっております。

左のページに戻っていただき、3の再発防止 対策としましては、家畜人工授精所に対して、 家畜保健衛生所が行う立入検査に関して、今回 の事例を踏まえ、精液在庫調査の頻度や検査項 目等を見直すとともに、家畜改良事業団と連携 し、チェック体制の強化を図ってまいります。

あわせて、家畜遺伝資源の保護を目的とした 新たな法律などを、家畜人工授精師にしっかり と周知するとともに、県民の財産である県有種 雄牛の精液が不正に使われることがないよう法 令遵守の徹底を指導してまいります。

説明は以上であります。

**〇日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について、質疑はございませんでしょうか。

○星原委員 まず最初に、この行政処分なんですが、この処分内容等を見たときに、授精師AのところからB、C、Dに流れていった形ですよね。

それなのに、処分内容では、一番最初のAの人がそういうことをしていなければ、多分何も起こらなかったんじゃないかなと思うんだけど、この人が6か月で、BとCの人は1年になっているんですよね。これは、どういうふうに理解したらいいですか。

○丸本家畜防疫対策課長 授精師Aに関しましては、もともとBの授精師の農場に人工授精を行っておりました。この人工授精をやっている中で、授精師Bが、自分も同じ免許を持っているので、精液を預からせてほしいということで、

精液だけを預けるというような形で精液が出ているということで、もともと県外に出すとかいうような思いがあったわけではなくて、よかれと思ってやっているというようなこともありまして、法律上は凍結精液には精液証明書を添付しなければならないということを踏まえて、行政処分の対象とはしております。

結果として、Bと、それからC、Dについては、不正な目的で精液を譲渡しているということもありますので、今回については件数も多いことから、より処分期間が長いということになっております。

- ○星原委員 今の説明ですと、BのところにAの授精師が行っている、そのBの人も授精師の資格を持っているからということなんですが、Bは自分でストローを買うことはできないんですか、できるんでしょう。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** 今回、県外まで出て しまっているような精液を入手することは、基 本的にはできません。
- **○星原委員** こういう問題は、以前も起きていたと思うんですが、結局、いろんな授精師の協会、あるいはこの家畜改良事業団とか、家畜改良協会とか、いろんなところで、こういうことはしていいとか悪いとかということは、多分、決めてあると思うんです。

要するに、何が起こるか分からん。今回の場合みたいに、CとかDとか、こういうことも起こり得るわけですから。県内の優秀な種牛のストローがよそに流れないためには、本人だけが持っていたら、その本人だけが使うことにしていればいいだけの話ですから、幾ら、その仲間であれ誰であれ、Bの人に、自分のやつを譲渡すること自体も、これは最初から禁止になっているんじゃないんですか。そういうふうには指

導していないんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 委員がおっしゃると おり、そもそも精液証明書をつけずに精液を譲 渡することは法令違反でもありますので、そう いうことはできないということは言っております。

○星原委員 そうであれば、結局、この処分が 重いのか軽いのかもあると思うんです。仮に、 これで停止1年としたときには、農家に対して、 その間は授精できないわけですよね。そうした ら、仕事を失うんじゃないかなと。単純に言え ば、その1年間、その人が授精していた農家を 回れないわけですから。通常で考えると、そう いうことが起こり得るわけだから、こういうこ とが起こること自体が、私から見ると想定でき ないんですけど。何でこういうことが──何年 間かにわたってやっているわけですよね、平成28 年からということになると。

何かその辺が、私はこの処分が適当なのか。 3か月とか1年ぐらいあっても、ちゃんとそれ だけの量を打っておけば、その仕事をしなくて も、そういうふうにならなくてもいいのかなと 思うんですけど、1年も停止になれば、通常で いくと、もう授精師としての仕事はできなくな るんじゃないかと思うんですが、その辺はどう なんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 基本的に、今回の行政処分は、人工授精師を生業としている者には、かなり重たい処分で、言われるとおり半年とか1年とかいう期間、授精業務ができませんので、かなり大きな影響があるものと考えております。

ただその上で、なぜ、この行為を継続してやり続けていたかということに関して明確な答えはありませんけれども、今後、こういうことがないように、再発防止対策で、まずは受精師の

モラルといったところを、しっかりと。特に県 有種雄牛の精液は県民の財産であるということ を踏まえて、その部分をしっかり指導していっ て、今後、新たな法律、家畜の遺伝資源の不正 競争防止に関する法律が、10月以降に施行され ることになっておりますので、この法律が施行 されれば、精液を県外に譲渡することについて も、法令で縛ることができるようになるという ふうに期待しておりますので、しっかり指導し ていきたいと思っております。

○星原委員 私からすると、研修とかいろいろ やって、分かっていて、やっていけないことを やっているということは悪質じゃないかなと思 うんです。だから、もうこういうことを二度と 起こさないためには、一番は、こういう問題を 起こした人は授精師の資格を剥奪、取上げです よね。1年とか3か月とか半年とかではなくて、 もうそういうふうになりますよということ。そ うしたら、絶対起こさないと思うんです。その ことを職業にして生活しようと思っていれば、 こういう問題が起きて、分かれば、もうその時 点で資格を剥奪するような形を決めておけば、 もう何も起こらないのではないかなと。単純に 言えばそういう感じがするんですが。幾ら法律 で決めていても、こういう形で3か月、半年、 1年とか。あるいは、今後どういうふうになっ ていくかなんですけど、宮崎県の同じ授精師の 人たちに対してもそういうことがあるし、農家 に対しても影響があるわけだし、ストローが県 外、海外に、もし行ってしまえば、それだけ影 響が大きいわけですから、宮崎県のために、そ ういうことをすれば、こういう基準があって、 こういう場合とほかのこともあるかもしれませ んが、要するにそういうことが守れない人は、 もう資格がない、授精師の資格を剥奪されるよ うな形になることが分かっていれば、やらない んじゃないかと思うんです。県としては、そう いう考えはないんですか。行政処分の在り方に ついてです。

○丸本家畜防疫対策課長 今回の処分につきましては、家畜改良増殖法14条の違反ということで、過去の事例等も考慮した上で、処分期間を設定しております。

例えば他県で、沖縄とか宮城辺りでは、血統 の混乱を生じるような場合については刑事告発 をするような場合もあって、家畜改良増殖法と しては、その部分というのは、非常に大きな問 題になりますので、そういうものと考え合わせ た上で、今回については、そこまでの血統の混 乱というのは生じておりませんので、停止を1 年というような状況で処分等を考えております。 ○星原委員 実は、私はこの問題で、昨日、あ る授精師さんから電話をもらったもんですから、 今みたいな話をしているんですけど、やっぱり 同じ授精師の仲間から見ても、これはおかしい よねという感じを持っている人がいるわけです。 そして、電話では、1人は協会員で、3人は 入っていないという話でした。だから、Aの人 が何で協会員でない人に渡したのかも、私から 見ると疑問なんですけど。

今回は、もう処分が決まって、こういう形で やるんであれば、これはいいと思うんです。も う決まったことだから。

ただ、今後はもう少しその辺のところを、しっかり処分の中身を重くして、こういうことをやったら、二度と仕事ができなくなるという感じのものにしてしまえば、何らこういうことを起こさないんじゃないかなと思うんです。飲酒運転なんかでも、悪質な人は免許を取り上げられたりしますよね。

それと一緒で、こういうことが起きればもう 二度としないような形のものに罰則規定を決め ていけば――ほかの県はどうだか分かりません けれども、宮崎県として、宮崎県で作ったスト ローはそれだけ重要だと思うのであれば、それ ぐらいのことは、県として決めてもいいんじゃ ないかなと思うんですが、私が言っているよう なことは、ちょっと重すぎるんですか。

○河野畜産振興課長 県有種雄牛ストローの利用管理については、平成24年4月に、宮崎県凍結精液譲渡利用取扱要領というものを定めております。

これは、先ほどからありますように、県有種 雄牛のストローは、やはり長い年月、関係機関、 生産者の皆さんと県費を投じて作り上げてきた 本県の財産だということで、県といたしまして は、その果実である精液については、やはりしっ かりと県内で利用をして、県内の肉用牛産業に 生かしていくということで考えております。

ですから、本来、必要量しか生産しない。そして、しっかり県内で管理する。そして流通については、この右側のページにございますように、管理、製造する家畜改良事業団から、家畜改良協会、人工授精師さんというところが譲渡契約をそれぞれしっかり結んで、農家の方々に対して人工授精を行うことをしております。

これにつきましては、多分、全国でも本県独 自の、特異なシステムだと思っております。た だ、先ほどのような、県外にストローを出すと か、逸脱するようなことをすれば、この取扱要 領では、その人に対する最長5年間の供給停止 というものを、一応設けているところでござい ます。

これにつきましては、県有種雄牛のストロー を使う人工授精師さん、いわゆる会員の方です。

会員の方にとっては死活問題といいますか、そういうふうに取り組めないということになっておりますので、県のルールとしては、そういう形で、平成24年からずっと取り扱っています。引き続き、今後も、それはしっかりやっていきたいと思っております。

○星原委員 平成24年4月から、そうやって県として決めていて、そして資料を見ると、譲渡契約ということで、家畜改良事業団から家畜改良協会、家畜改良協会から家畜人工授精所と、契約の中に、ちゃんとうたってあるわけでしょう。うたってあることを守らなかったということだけの話なんですよね。

その場合に、1本であれ10本であれ――1円 盗もうが、100万円盗もうが、盗みは盗み――盗 んだ場合には、もう本数とかじゃなくて、結局 は犯罪になっちゃうんです。

だから、そういうことを考えたときに、契約 違反をしたときにどうするかを、きちっとうたっ ておかないと、3か月とか半年とか1年とか、 私から見るとそういうことを決める必要もなく て、譲渡契約を犯した場合は、1年なら1年、 5年なら5年、剥奪とか、その辺がしっかり決 まっていれば、こういうことを引き起こさない んじゃないか、考えられないことが起きている なと思います。

やっぱり宮崎のストローを守るためにはそうしないと、こうやって譲渡していったということは、多分ストロー1本が通常価格よりは、5,000円のもの1万円のものが、何倍かになっていくとか、何かがない限りは県外まで行かないと思うんです。同じ値段ぐらいだったら、もらったぐらいでは全然。

ということは、金の計算でそういうふうに動 くから、こういうことが起こるんで、その辺の ところをはっきり捉えれば、平成24年の要領を 決めるときに、こういうことが起こり得る可能 性があるということで、譲渡契約書を結んで、 契約違反になったときは、こうなりますよとい うことを、研修会とかそういうところできちっ と指導しておけば、それで済むんじゃないかな と思うんです。

刑の重さを決めるんなら、こういうストローが県外に行った場合とか、いろんな形を。譲渡 契約の中に、まだほかにもいろいろ書いてあれば、この条項だったらどうとかがあるんなら、 そういうふうに決めておけばいいでしょうけど。

だから、これが県外とか海外とかに流れたら、結局、何のために金をかけて、種牛を育成してきたのかとか、最終的にはそういうことにまでなるし、宮崎のブランドが、結局違うところでそういうことになると、宮崎は簡単にそういうことができるのかと思われたりするわけです。

決してプラスはない、マイナスだけの問題になりますから。やっぱりその辺のところは、平成24年に決めたことで、こういうことが起きたんなら――先ほど今年の10月から、また法が変わるという話もありましたが、その法は法でいいんでしょうけど、宮崎県としてどうするかということでは、宮崎は宮崎のやり方で、もう少しその辺にプラスするものがあるのか、もうそれで十分補えるのかどうか分かりませんけど、二度とこういうことが起きないように、ちゃんと取り組んでほしいなと思います。

○花田畜産新生推進局長 私どもも、今、委員がおっしゃるとおりのことを、十分承知しております。

ただ、やはり今の現状の法律等に限界もございまして、先ほど申しましたように、10月見込みですけれども、家畜遺伝資源に係る不正競争

の防止に関する法律等が施行されれば、刑事罰等が非常に強くなりまして、そういった譲渡契約あたりも、もっともっと強く言えるところが出てくると思います。そういったところを踏まえまして、足りないところは足りないということで認識しておりますので、研修会で周知徹底を図りながら、何とかこういうことが二度と起きないように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○星原委員 お願いします。

**○窪薗委員** 再発防止の話なんですが、昔から、 やっぱりこういうのはいっぱいあったんです。 認識を高めるために、授精師さんなり、地域の トップの方々、あるいはリーダーの方々、いろ んな研修会なりはずっとやってきたんですけれ ども、これはお金が絡むものですから、どうし ても、常に、こういうのが次々と出てくるんで す。

今、法律が改正されると言われたんですけど、 できたとしても、やはり通常の認識しかない人 が多いんです。

結局、食肉関係から始まって、生産者ももちろんそうですが、授精師、団体の方、経営者の方、いろんな畜産関係、やっぱり我々も、県外から買ってくる人もいます。宮崎の人も、鹿児島だ、国の事業団だと全部買ってくる。

国の事業団は、どんどん売っていますから。 出たら、宣伝して、それをどんどん全国に売る。 特に北海道あたりは、国の事業団のものが中心 として動いているということです。

同じ牛でもホルスタインなんかは、また違うんです。これはほかからでも、どこからでも入ってくる。自由に流通される。そうした意識がずっとあるものですから、資源を大事にするとか、資源が流出したらいかんというか、そういった

意識がほとんどないのが現状だと思います。

確かに、ほとんどの方は、そういった意識でいらっしゃるんですけれども、中には、さっき言ったように、やっぱりそういったお金が絡んできますので、4,000~5,000円のストローが、40,000~50,000円で売れるわけですから、これはもう、みんなそっちに走っちゃう。種をつけんでも、動かんでも、そのままお金になる。120本も動かせば、大変な金額になる、こうなっちゃうんです。

ですから、そういった地域の指導者であったり、特に関係する市場が県内に7つあるわけですけれども、こういったところのトップの方、部長さんなり課長さんなり、あるいは会員の授精師、また農家のリーダーの方、そういう人たちへの教育というんですか、そういった認識を、常に話すことも大事だと思います。

私も、ずっとこういうことを何回も経験してきた一人なんですけど、その都度、大変な思いをしながらやってきたんです。やっぱりそういう意識を高めていくというのが――話を聞いてみると、どこからでも僕らは買ってくるじゃないか、宮崎も売ったらいいじゃないかと。こういった感覚の人もいらっしゃるんです。それじゃあ、困るんです。

さっき言われたように、せっかく県の予算を つぎ込んで何十年とやってきたものが、そのま ま出ていく。県外、外国にそのまま行っちゃう、 流れていく。特に今回の場合も、県外に行った ということですので、これが一番怖いんです。

じゃあ、その人たちは、ラベルも何もないものを、そのままどうしたんだろうかと、僕は思うんですけど、もちろん、この時点でも家畜改良増殖法違反ですよね。

ですから、県民、和牛農家の方々から指導者

全てが、宮崎牛のブランドが、どういった経緯で、今まで歴史的な背景としてあったのかを認識するいいチャンスだと思いますし、再発を防ぐためには、そういったものを教育し、認識を高めることが大事だと思います。

法律ができたから、じゃあ安心だな、今度は 罰せられるよって、そうは簡単にはいかないん です。だから、常にこういったことは起こるん だということを、考えていたほうが、僕はいい のかなという気はします。

そこでなんですが、今のは僕の持論ですけど、こらえてください。今回120本、会員でもない人が譲渡した。持っていたこと自体も、もうおかしな話ですよね。この120本の内訳は言えないんですか。発表できないんですか。家畜改良増殖法に違反したんだから、本人の名前も全部出したらどうですか。できないんですか。

**〇日髙委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時57分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

間もなく4時になりますが、このまま継続させていただきます。

○丸本家畜防疫対策課長 名前等については、 今回の場合には公表しないということで考えて おります。

120本の中身がどういう内訳だったかということなんですけれども、120本というよりも、実際に不正に使われた40本については、耕富士、それから満天白清というようなところが主たるものだったと確認しています。

○窪薗委員 今、満天と耕富士は、宮崎が一番トップの種牛ですよね。これ以外のものは、あまり欲しがる人はいないというような状況なん

ですが、一番トップの看板牛が40本出ていったということですよね。

不思議なところがもう一つあるんですけれど も、ラベルのないものをどうして使ったんだろ うかというのも不思議な話なんですが、ここか らは想像なんですけれども、やっぱり外国に行 く可能性があったのかなと心配します。

何でかといったら、外国はラベルなんて必要ないんです。ストローさえあればいい。家畜改良増殖法も何もないんだから、そういった国には、ストローさえあればいいんですよね。ですから、ラベルがなかったことについては、こういったのが一番心配されるんです。その辺りはどうだったんでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 今回の、県外に出る ところについては、少なくとも使用済みの精液 証明書が添付されていたと確認しています。

その使用済みというのが、例えば自分の農場であるとか、あるいは勤め先の農場であるとかで不用になった精液証明書を、剥がしてというようなことがあったと確認しています。

○窪薗委員 過去にも、それと同じパターンがあったんですよね。結局不受胎になったけど、ラベルは残りますよね。ストローはなくなってもラベルだけは残るんです。それをこっちにつけたら何も問題ないわけだから。今は番号が入っていますからできないと思いますけれども、できないことはないんですよね。同じラベルですから。ストローとラベルが同じものであればできないことはないということ。ただし、番号が違うだけの話であって。

だから、できないことはないんですけれども、 そういったのがあったということは、僕は外国 の輸出をやっぱり考えていたのかなという気が してならないんですが、その辺りは聞き取りと してあったんですか、どうだったんでしょう。

- **〇丸本家畜防疫対策課長** 海外への流出は、基本的にないと確認しています。
- **〇窪薗委員** なかったということですね。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** ありませんでした。
- **〇窪薗委員** なかったということですけれども、 じゃあ、その40本は、どういった形で利用され たんでしょうか。その辺りは聞かれたと思うん ですけど。
- ○丸本家畜防疫対策課長 今回の事例については、県外7道県に譲渡されています。その先で人工授精等に使われているというふうに確認しております。
- **〇窪薗委員** 分かりました。

先ほどのお金の話なんですが、白清が、今、 大体幾らですか、7,000円ばっかりですか。これ が、1本どのくらいで売られていたものなんで すか。耕富士でもどっちでもいいですけど。

- ○丸本家畜防疫対策課長 耕富士については、 県外に対して5万円程度で販売していると聞い ております。
- 〇窪薗委員 満天は。
- **〇丸本家畜防疫対策課長** 満天については、はっきり分からない、記憶にないというようなことで確認できておりません。
- **〇窪薗委員** 新聞にもあったように、約10倍ということですね。
- ○横田委員 4名の授精師は、授精師として営業とかをされているんでしょうか。
- **○丸本家畜防疫対策課長** 授精師として業務を 行っております。
- ○横田委員 要するに、農家に種つけとして、4人とも営業として回っているということなんですか。
- 〇丸本家畜防疫対策課長 Aについては、当然

そういう形で、広く動いているということで、 Bについては、自分の農場で自家授精をすると いう形で業務を行っております。Cに関しては、 県内の農場で働きながら人工授精をしていたと いうことで、Dについては、県内で人工授精業 務を、ほかの農場においてしていると聞いてい ます。

○横田委員 AとDがほかの繁殖農家で種つけ 業務をしているということだと思うんですが、 この2人で何十件、何百件回っておられたか知 りませんけど、この営業停止の間の、この2人 が回っていた農家に対する手当といいますか、 そこら辺はしっかりとできているものなんで しょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 行政処分ですので、 その間については、少なくとも人工授精業務は できないということで、免許も返納させていま すので、業務が一切できない状況であります。

○横田委員 違うんです。営業できないから、 その代わりに、ほかの授精師がカバーできるの かという話なんですけど。

○丸本家畜防疫対策課長 勘違いしました。ほかの農家に対して授精業務ができないということで、ほかの授精師に代わってやっていただいているというふうに聞いております。農家には迷惑がかからないような形で対応できていると聞いております。

○横田委員 もう私の思いとかは、両隣の委員 とかぶりますので言いませんけど、ぜひとも再 発防止に向けて、しっかりと取り組んでいただ きたいと思います。

○日高委員長 すみません、1ついいですか。 本当に目先の金で、宮崎の財産を流失させて しまっているというのは、本当に憤りを感じて いるところなんですが、この流出させていると いう部分もなんですけど、このラベルを不正使 用しているというのも、カラーコピーで使って いるというところなんですけれども、これの対 策はないんでしょうか。

〇丸本家畜防疫対策課長 今回の事例について は、カラーコピーをしたわけではなくて、ほか の牛に授精しましたということで、一度使った ものを剥がして、それと一緒に精液、ストロー を譲渡するという形を取っているので、そうい う形で一回使ったものを不正に譲渡することが できないようにということです。もともと授精 証明書には精液証明書は貼らなければいけない ということは決まっていて、宮崎県では、不受 胎であっても、それは使ったものとして、ずっ とそのままそこに貼り付けておきなさいという ことで、その母体が受胎した暁には、それを分 娩届と一緒に提出することで、基本的には全て の精液証明書が第三者に渡るという形で、不正 に使われないような形での取組はされているん ですけれども、今回のように悪意を持って剥が してというようなことになってしまうと、全て の精液証明書を、全て第三者で確認をして不正 に使われないかどうかというチェックまでは、 今までできていなかったので、今後、そのため の方法を、どういうことができるかを検討して まいりたいと思います。

**〇日高委員長** 僕もラベルを見せていただいた んですけど、修正液で書いている部分とかあっ たとかいう話も聞いていますので、これも絶対 使えないように対策を取っていただきたいと思 います。

そしてまた、先ほど、星原委員からも研修会 とあったんですけれども、Aの方は会員さんと いうことなんですが、やっぱり会員以外の方が、 そういう部分で動きやすいと思うんです。そう いう人たちをしっかりと集めて、こういうこと をすることによってこういうデメリットがある んだとか、その部分をしっかりと伝えていただ きたいと思います。よろしくお願いします。

**〇星原委員** 1点だけ教えて。先ほど、AとB は自分の農場で、自分の分もあるということだっ たんですが、こういう業務停止を受けた人は、 自分の農場であれば、自分でストローを持って きてできるのか。自分の農場であれ、業務停止 になったんで、ほかの授精師さんに頼んで、自 分のところのも授精するのか、その辺はどうい うふうに考えればいいんですか。

**〇丸本家畜防疫対策課長** 今回、Bの授精師だ けが、自分のところで牛を飼っていますが、そ こに人工受精する、例えば自家受精という形で あれば、授精そのものは資格がなくてもできる んですけれども、登記をするためには授精証明 書というのを発行しないといけない、その業務 は人工受精業務の一環になりますので、その部 分ができません。

そうすると、子牛登記ができない牛を生産す るのは、農家にとってメリットがありませんの で、基本的には外部の別の授精師に来てもらっ て種つけをしてもらうということになると思い ます。

- ○星原委員 分かりました。
- **〇日髙委員長** そのほかございませんでしょう か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日髙委員長 日本一の宮崎牛でございますの で、本当に絶対に日本一の体制を作っていただ きたいと思います。よろしくお願いします。

その他で、何かありませんでしょうか。

**〇窪薗委員** 今のことなんですけれども、大方 の方が、真面目に一生懸命やっていらっしゃる 〇日髙委員長 それでは、そのように決定いた

んです。出たときにいつも腹が立つのは、真面 目にやっている人たちが、そういう人が一人、 二人いることによって、非常に腹立たしいんで す。

真面目にやっている人がばかを見るような制 度では駄目だと思いますので、ぜひ、いろんな 立場、場所で、そういったことを常に啓蒙して いただくようにお願いしたい。

また、売るほうもですが、買うほうも、宮崎 牛のブランドを作るためには、宮崎の種牛でな いと駄目なんですから。県外の牛で、時たま高 い牛が出たりすると、もうそれに走っていった りしますので、県外のストローを買うんじゃな くて、地元のものを、日本一の牛を作っていく 意識でやっていただくということで、農家も、 常にそういったことを、また日本一のストロー を、ちゃんと種をつけるということで、御指導 いただくといいのかなという気がしますので、 地域と一体となって頑張っていただきたいと思 います。よろしくお願いします。

- **〇日髙委員長** その他でありませんでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 〇日髙委員長 それでは、以上をもって農政水 産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れ さまでした。

午後4時10分休憩

午後4時18分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、委員会日 程の最終日に行うこととなっておりますので、 明日行うこととし、再開時刻を1時10分とした いと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

します。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 本来であれば、採決後に御意見をいただくと ころでありますけれども、今回は日程的に余裕 がございませんので、この場で協議させていた だきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見 をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時18分休憩

午後4時19分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御 一任いただくことで御異議ありませんでしょう か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのようにいたしま す。

そのほか、何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上で本日の委員会 を終了したいと思います。

午後4時19分散会

## 令和2年7月21日(火曜日)

## 午後1時11分再開

出席委員(8人)

委 員 日 髙 陽 一 長 委員長 副 安田厚生 委 員 星 原 诱 委 員 横田照夫 委 員 窪 薗 辰 也 委 員 髙 橋 透 委 員 河 野 哲 也 委 有 岡 浩 一 員

欠席委員(なし) 委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査川野有里子議事課主任主事石山敬祐

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第1号については、原案のとおり可決すべ きものと決定いたしました。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩をいたします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

県外調査の行程、調査先等につきましては、 正副委員長に御一任いただくことで御異議あり ませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日髙委員長** それでは、そのようにいたしま す。

なお、実施については8月下旬に判断したい と思いますが、こちらも正副委員長に御一任い ただくことで御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのようにいたしま す。

そのほか、何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上で委員会を終了 いたします。ありがとうございました。

午後1時12分閉会

署名

環境農林水産常任委員会委員長 日 髙 陽 一